

○厚生労働省告示第四十四号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月五日

本則を次のように改める。

基本診療料の施設基準等

第一 届出の通則

一 保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）は、第二から第十までに規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。

二 保険医療機関は、届出を行つた後に、当該届出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、速やかに届出の内容の変更を行わなければならないこと。

三 届出の内容又は届出の変更の内容が第二から第十までに規定する施設基準に適合しない場合には、当該届出又は届出の変更は無効であること。

四 届出については、届出を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局长（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うこと。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うこととする。

第二 施設基準の通則

一 地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行つたことがないこと。

二 地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第三に規定する基準に違反したことなく、かつ現に違反していないこと。

三 地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法第七十八条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七十二条第一項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

四 地方厚生局長等に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百四号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

第三 初・再診料の施設基準等

一 医科初診料の注7、注8及び注11、医科再診料の注6及び注16、外来診療料の注9及び注11並びに歯科初診料の注7の時間外加算等に係る厚生労働大臣が定める時間

当該地域において一般の保険医療機関がおおむね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間（深夜（午後十時から午前六時までの時間をいう。）及び休日を除く。）

（1）当該保険医療機関における医療用医薬品の取引価格の妥結率（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の初診料の注4に規定する医療用医薬品の取引価格の妥結率をいう。以下同じ。）が五割以下であること。

（2）当該保険医療機関における医療用医薬品の取引価格の妥結率（診療報酬の算定方法（平成二十

厚生労働大臣 加藤 勝信

（2）当該保険医療機関における医療用医薬品の取引価格の妥結率、単品単価契約率（卸売販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十四条第三項に規定する卸売販売業者をいう。以下同じ。）と当該保険医療機関との間で取引された医療用医薬品に係る契約に占める、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約の割合をいう。）及び一律値引き契約（卸売販売業者と当該保険医療機関との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。）に係る状況について、地方厚生局長等に報告していない保険医療機関であること。

二 医科初診料及び医科再診料の夜間・早朝等加算の施設基準

一週当たりの診療時間が三十時間以上であること。

二 医科初診料に係る厚生労働大臣が定める患者他の病院又は診療所等からの文書による紹介がない患者（緊急その他やむを得ない事情があるものを除く。）

三 医科初診料の機能強化加算の施設基準

（1）次のいずれかに係る届出を行つてること。

イ 区分番号A001の注12に規定する地域包括診療加算

ロ 区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料

ハ 区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料

二 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料（在宅療養支援診療所（医科点数表の区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下同じ。）又は在宅療養支援病院（区分番号C000に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援診療所又は在援病院をいう。以下同じ。）に限る。）

ホ 区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料（在宅療養支援診療所又は在

じ。）又は在宅療養支援病院に限る。以下同じ。）に限る。）

ト 地域において包括的な診療を担う医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やす

い場所に掲示していること。

四 医科再診料の外来管理加算に係る厚生労働大臣が定める検査及び計画的な医学管理

（1）厚生労働大臣が定める検査

医科点数表の第2章第3部第3節生体検査料に掲げる検査のうち、（超音波検査等）、（脳波検査等）（神経・筋検査）（耳鼻咽喉科学的検査）、（眼科学的検査）、（負荷試験等）、（ラジオアイソトープを用いた諸検査）及び（内視鏡検査）の各区分に掲げるもの

（2）厚生労働大臣が定める計画的な医学管理

入院中の患者以外の患者に対して、慢性疼痛疾患管理並びに一定の検査、リハビリテーション、精神科専門療法、処置、手術、麻酔及び放射線治療を行わず、懇切丁寧な説明が行われる

（1）時間外対応加算1の施設基準

当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、原則として当該保険医療機関において、常時対応できる体制にすること。

(2) 時間外対応加算2の施設基準

当該保険医療機関において、一月当たりの次に掲げるものの算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が一割以下であること。

- ① 区分番号A001に掲げる再診料(同注9の規定に基づき、電話等によって治療上の意見を求められた指示をした場合を除く)。
- ② 区分番号A002に掲げる外来診療料
- ③ 区分番号A003に掲げるオンライン診療料
- ④ 区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)
- ⑤ 区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)

(3) 時間外対応加算3の施設基準

当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、原則として当該保険医療機関において対応できる体制にあること。

六 明細書発行体制等加算の施設基準

(1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第一条の規定に基づき電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っていること。

(2) 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号。以下「療担規則」という。)第五条の二第二項及び第五条の二の二第一項に規定する明細書並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号。以下「療担基準」という。)第五条の二第二項及び第五条の二の二第一項に規定する明細書を患者に無償で交付していること。ただし、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第二十七号)附則第三条又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件(平成二十八年厚生労働省告示第五十号)附則第二条に規定する正当な理由に該当する場合は、療担規則第五条の二の二第一項及び療担基準第五条の二の二第一項に規定する明細書を無償で交付することを要しない。

(2) の体制に関する事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

七 地域包括診療加算の施設基準

(1) 地域包括診療加算1の施設基準

イ 当該保険医療機関(診療所に限る)において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち二以上の疾患有する患者に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ 往診又は訪問診療を行っている患者のうち、継続的に外来診療を行っていた患者が一定数いること。

(2) 地域包括診療加算2の施設基準

(1) のイ及びハを満たすものであること。

七の二 認知症地域包括診療加算の施設基準

(1) 認知症地域包括診療加算1の施設基準

ハ 地域包括診療料の届出を行っていないこと。

(2) 認知症地域包括診療加算2の施設基準

イ 当該保険医療機関(許可病床数が二百床未満のものに限る。又は診療所に對して文書による紹介を行った旨の申出を行っている患者(緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。))

八 外来診療料に係る厚生労働大臣が定める患者

イ 当該病院が他の病院(許可病床数が二百床未満のものに限る。又は診療所に對して文書による紹介を行った旨の申出を行っている患者(緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。))

イ オンライン診療料の施設基準等

口 当該保険医療機関において、緊急時の対応を行つて必要な体制が整備されていること。

八 当該保険医療機関において、一月当たりの次に掲げるものの算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が一割以下であること。

- ① 区分番号A001に掲げる再診料(同注9の規定に基づき、電話等によって治療上の意見を求められた指示をした場合を除く)。

(2) 区分番号A002に掲げる外来診療料

(3) 区分番号A003に掲げるオンライン診療料

(4) 区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)

(5) 区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)

注1に規定する厚生労働大臣が定めるもの

次にイからヌまでのいずれかを算定している患者であつて、これらの所定点数を算定すべき医学管理を最初に行つた月から六月を経過しているもの。

(6) 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料

(7) 区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料

(8) 区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料

(9) 区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料

(10) 区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料

(11) 区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料

(12) 区分番号B001-3に掲げる生活習慣病管理料

(13) 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料

(14) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(15) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(16) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(17) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(18) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(19) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(20) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(21) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(22) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(23) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(24) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(25) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(26) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(27) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(28) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(29) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(30) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(31) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(32) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(33) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(34) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(35) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(36) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(37) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(38) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(39) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(40) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(41) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(42) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(43) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(44) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(45) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(46) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(47) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(48) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(49) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(50) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(51) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(52) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(53) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(54) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(55) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(56) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(57) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(58) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(59) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(60) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(61) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(62) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(63) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(64) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(65) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(66) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(67) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(68) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(69) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(70) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(71) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(72) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(73) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(74) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(75) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(76) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(77) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(78) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(79) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(80) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(81) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(82) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(83) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(84) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(85) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(86) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(87) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(88) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(89) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(90) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(91) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(92) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(93) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(94) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(95) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(96) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(97) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(98) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(99) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(100) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(101) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(102) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(103) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(104) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(105) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(106) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(107) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(108) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(109) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(110) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(111) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(112) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(113) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(114) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(115) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(116) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(117) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(118) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(119) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(120) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(121) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(122) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(123) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(124) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(125) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(126) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(127) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(128) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(129) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(130) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(131) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(132) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(133) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(134) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(135) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(136) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(137) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(138) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(139) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(140) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(141) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(142) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(143) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(144) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(145) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(146) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(147) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(148) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(149) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(150) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(151) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(152) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(153) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(154) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(155) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(156) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(157) 区分番号C002に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(158) 区分番号B001-2-9に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(159) 区分番号B001-2-10に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(160) 区分番号B001-3に掲げる精神科在宅患者支援管理料

(2) 歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率が百分の二十以上であつて、別表第一に掲げる手術の一年間の実施件数の総数が三十件以上であること。

(3) 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科医療を担当する他の保険医療機関において歯科点数表の初診料の注6若しくは再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が十人以上であること。

(4) 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、当該他の保険医療機関から文書により点数表の歯科訪問診療料を算定した患者であつて、当該他の保険医療機関の外来診療部門において歯科医療を行つたものの月平均患者数が五人以上であること。

(5) 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した患者の月平均患者数が三十人以上であること。

(6) 次のいずれにも該当すること。

① 常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。

② 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の周術期等口腔機能管理計画策定料、周術期等口腔機能管理料(I)、周術期等口腔機能管理料(II)又は周術期等口腔機能管理料(III)のいずれかを算定した患者の月平均患者数が二十人以上であること。

(7) 当該地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

(8) 当該地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

十 歯科外来診療環境体制加算の施設基準

(1) 歯科外来診療環境体制加算1の施設基準

イ 歯科医療を担当する保険医療機関（歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。）であること。

ロ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。

ハ 歯科衛生士が一名以上配置されていること。

二 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ホ 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。

ヘ 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を行っていること。

イ 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

ロ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。

ハ 歯科衛生士が一名以上配置されていること。

二 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ホ 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。

ヘ 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を行っていること。

イ 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

ロ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。

ハ 歯科衛生士が一名以上配置されていること。

二 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ホ 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。

ヘ 歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を行っていること。

十一 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

イ 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

- 口 歯科医療を担当する診療所である保険医療機関であり、かつ、当該保険医療機関における歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が十人以上であること。
- (2) 歯科診療で特別な対応が必要である患者にとって安心で安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有していること。
- (3) 緊急時に円滑な対応ができるよう医科診療を担当する他の保険医療機関（病院に限る。）との連携体制（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う病院である保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が整備されていること。
- (4) 別表第十一の三に掲げる検査、手術又は放射線治療を実施する患者であつて、入院した日から起算して五日までの期間のもの

第四 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準

一 入院診療計画の基準

(1) 医師、看護師等の共同により策定された入院診療計画であること。

(2) 病名、症状、推定される入院期間、予定される検査及び手術の内容並びにその日程、その他入院に関し必要な事項が記載された総合的な入院診療計画であること。

(3) 患者が入院した日から起算して七日以内に、当該患者に対し、当該入院診療計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。

二 院内感染防止対策の基準

(1) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止するにつき十分な設備を有していること。

(2) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止するにつき十分な体制が整備されていること。

三 医療安全管理体制の基準

メ 医療安全管理体制が整備されていること。

四 褥瘡対策の基準

(1) 適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられていること。

(2) 褥瘡対策を行うにつき適切な設備を有していること。

五 栄養管理体制の基準

(1) 当該病院である保険医療機関内に、常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算及び夜勤時間特別入院基本料を算定する病棟を除く。）

(2) 入院患者の栄養管理につき必要な体制が整備されていること。

六 医科点数表第1章第2部入院料等通則第8号及び歯科点数表第1章第2部入院料等通則第7号に掲げる厚生労働大臣が定める基準

当該保険医療機関内に非常勤の管理栄養士又は常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。

第四の二 歯科点数表第1章基本診療料第2部入院料等通則第6号ただし書に規定する基準

一 第四の一から四までのいずれにも該当するものであること。

二 次の栄養管理体制に関する基準のいずれにも該当するものであること。

(1) 当該保険医療機関内に管理栄養士が一名以上配置されていること。

(2) 入院患者の栄養管理につき十分な体制が整備されていること。

一 通則

(1) 病院であること。

(2) 一般病棟、療養病棟、結核病棟又は精神病棟をそれぞれ単位（特定入院料に係る入院医療を行つた病棟単位で行う場合には、当該病棟を除く。）として看護を行うものであること。

(3) 看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。

(4) 次に掲げる施設基準等のうち平均在院日数に関する基準については、病棟の種別ごとに、保険診療に係る入院患者（別表第二に掲げる患者を除く。）を基礎に計算するものであること。

(5) 次に掲げる看護職員及び看護補助者の数に関する基準については、病棟（別表第三に掲げる治療室、病室及び専用施設を除く。）の種別ごとに計算するものであること。

(6) 夜勤を行う看護職員（療養病棟入院基本料の届出を行つた病棟及び特別入院基本料を算定する病棟の看護職員を除く。）の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること等、看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること。

(7) 急性期一般入院基本料（地域一般入院料3を除く。）、七対一入院基本料、十対一入院基本料を算定する病棟における夜勤については、看護師一を含む二以上の数の看護職員が行うこと。

(8) 現に看護を行つている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を当該病棟の見やすい場所に掲示していること。

二 一般病棟入院基本料の施設基準

(1) 一般病棟入院基本料の注1に規定する入院料の施設基準

イ 急性期一般入院基本料の施設基準

(1) 通則

1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十（急性期一般入院料1にあつては七）又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（一般病棟入院基本料の注6の場合を除く。）とする。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

② 急性期一般入院料1の施設基準

1 次のいずれかに該当すること。

(1) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を三割以上入院させること。

2 当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が八割以上であること。

3 常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上あること。

- ③ 急性期一般入院料2の施設基準
- 1 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度IIの基準を満たす患者を二割四分以上入院させる病棟であること。
 - 2 届出時点で、継続して三月以上、急性期一般入院料1を算定していること。
 - 3 厚生労働省が行う診療内容に係る調査に適切に参加すること。
- ④ 急性期一般入院料3の施設基準
- 1 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度IIの基準を満たす患者を一割三分以上入院させる病棟であること。
 - 2 届出時点で、継続して三月以上、急性期一般入院料1又は2を算定していること。
 - 3 厚生労働省が行う診療内容に係る調査に適切に参加すること。
- ⑤ 急性期一般入院料4の施設基準
- 1 一般的な病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を二割七分以上入院させる病棟であること。
 - 2 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度IIの基準を満たす患者を二割二分以上入院させる病棟であること。
- ⑥ 急性期一般入院料5の施設基準
- 1 一般的な病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を二割一分以上入院させる病棟であること。
- ⑦ 急性期一般入院料6の施設基準
- 1 一般的な病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を一割五分以上入院させる病棟であること。
 - 2 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度IIの基準を満たす患者を一割七分以上入院させる病棟であること。
- ⑧ 急性期一般入院料7の施設基準
- 1 一般的な病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を一割二分以上入院させる病棟であること。
 - 2 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度IIの基準を満たす患者を一割五分以上入院させる病棟であること。
- ⑨ 急性期一般入院料7の施設基準
- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五（地域一般入院料1及び2にあつては十三）又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（一般病棟入院基本料の注6の場合を除く。）とする。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割（地域一般入院料1及び2にあっては七割）以上が看護師であること。

3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が六十日（地域一般入院料1及び2にあっては二十四日）以内であること。

(2) 地域一般入院料1の施設基準

① に定めるもののほか、当該病棟に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度1について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

一般病棟入院基本料の注2ただし書及び注7に規定する厚生労働大臣が定めるもの夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

一般病棟入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める場合

当該病棟入院基本料が、過去一年間において、一般病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは精神病棟入院基本料の注9に規定する夜勤時間特別入院基本料又は障害者施設等入院基本料の注2に規定する月平均夜勤時間超過減算を算定したことのある保険医療機関である場合

一般病棟入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

許可病床数が百床未満の病院であること。

一般病棟入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める日

一般病棟入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める日

次の中でも該当する各病棟において、夜間の救急外来を受診した患者に対応するため、当該各病棟のいずれか一病棟において夜勤を行う看護職員の数が、一時的に二未満となつた日イ 看護職員の数が一時的に二未満となつた時間帯において、患者の看護に支障がないと認められること。

口 看護職員の数が一時的に二未満となつた時間帯において、看護職員及び看護補助者の数が、看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあっては、看護職員の数が一以上であること。

一般病棟入院基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあっては、看護職員の数が一以上であること。

一般病棟入院基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあっては、看護職員の数が一以上であること。

一般病棟入院基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める患者

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

口 午前中に退院する者

ハ 当該退院日において、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る）が千点以上のものに限る）又は手術を行っていない者

二 入退院支援加算を算定していない者

一般病棟入院基本料の注9に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

当該保険医療機関の一般病棟に入院する患者（入院日に一般病棟入院基本料（特別入院基本料等を含む）を算定するものに限る）に占める金曜日に入院するものの割合と、当該保険医療

機関の一般病棟を退院する患者（退院日に一般病棟入院基本料（特別入院基本料等を含む）を算定するものに限る）に占める月曜日に退院するものの割合の合計が十分の四以上である保険医療機関

(9) 一般病棟入院基本料の注9に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟に金曜日に入院する患者に係る入院日の翌日及び翌々日（当該患者が、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る）が千点以上のものに限る）又は手術を行わない日に限る）並びに当該病棟を月曜日に退院する患者に係る退院日の前日及び前々日（当該患者が、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る）が千点以上のものに限る）又は手術を行わない日に限る）

A DL維持向上等体制加算の施設基準

当該病棟に専従の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が二名以上配置されていること、又は当該病棟に専従の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が一名以上配置されており、かつ、当該病棟に専任の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が一名以上配置されていること。

(10) A DL維持向上等体制加算の施設基準

当該病棟に専従の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が二名以上配置されていること、又は当該病棟に専従の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が一名以上配置されており、かつ、当該病棟に専任の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が一名以上配置されていること。

三 療養病棟入院基本料の注1本文に規定する入院料の施設基準

(1) 療養病棟入院基本料の注1本文に規定する入院料の施設基準

イ 通則

① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかるらず、一以上であることとする。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一に相当する数以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すことに一に相当する数以下であること。

④ 当該病棟に入院している患者に係る褥瘡の発生割合等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

⑤ 当該病棟の入院患者に関する(2)の区分に係る疾患及び状態等並びにA DLの判定基準による判定結果について記録していること。

⑥ 当該保険医療機関において、適切な看取りに対する指針を定めていること。

⑦ 許可病床数が二百床以上の病院にあっては、データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

口 療養病棟入院料1の施設基準

当該病棟の入院患者のうち別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者（以下「医療区分三の患者」という。）と別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者（以下「医療区分二の患者」という。）との合計が八割以上であること。

ハ 療養病棟入院料2の施設基準

当該病棟の入院患者のうち医療区分三の患者と医療区分二の患者との合計が五割以上であること。

- (2) 療養病棟入院基本料の注1本文に規定する厚生労働大臣が定める区分
- イ 入院料A
医療区分三の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点以上（以下「ADL区分三」という。）であるもの
- ロ 入院料B
医療区分三の患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上二十三点未満（以下「ADL区分二」という。）であるもの
- ハ 入院料C
医療区分三の患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満（以下「ADL区分一」という。）であるもの
- 二 入院料D
医療区分二の患者であつて、ADL区分三であるもの
- ホ 入院料E
医療区分二の患者であつて、ADL区分二であるもの
- ヘ 入院料F
医療区分二の患者であつて、ADL区分一であるもの
- ト 入院料G
医療区分二の患者であつて、ADL区分二であるもの
- チ 入院料H
別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者（以下「医療区分一の患者」という。）であつて、ADL区分三であるもの
- リ 入院料I
医療区分一の患者であつて、ADL区分二であるもの
- ト 入院料J
医療区分一の患者であつて、ADL区分一であるもの
- チ 入院料K
別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者以外の患者（以下「医療区分一の患者」という。）であつて、ADL区分三であるもの
- ハ 入院料L
別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者以外の患者（以下「医療区分一の患者」という。）であつて、ADL区分二であるもの
- チ 入院料M
別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者以外の患者（以下「医療区分一の患者」という。）であつて、ADL区分一であるもの
- 四 (9) 療養病棟入院基本料の注12に規定する別に厚生労働大臣が定める基準
- イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること。（結核病棟の入院基本料の注8の場合を除く。）とする。
- ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
- ハ 当該病棟に入院している患者に係る褥瘡の発生割合等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行つていること。
- ト 当該病棟の入院患者に関する届出を行つていない病棟であること。
- チ 平成三十年三月三十一日時点で、旧医科点数表の療養病棟入院基本料の注11を届け出ている病棟であること。
- 二 当該病棟の入院患者に関する届出を行つていていること。
- ホ 当該病棟の入院患者に係る疾患及び状態等並びにADLの判定基準による判定結果について、記録していること。
- ヘ 当該病棟の入院患者に係る疾患及び状態等並びにADLの判定基準による判定結果について、記録していること。
- ト 療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行つていてない病棟であること。
- チ 平成三十年三月三十一日時点で、旧医科点数表の療養病棟入院基本料の注11を届け出している病棟であること。
- 四 (10) 療養病棟入院基本料の注13に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準
- イ 当該病棟において、夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む三以上であることとする。
- ロ A DL区分三の患者を五割以上入院させる病棟であること。
- ハ 看護職員の負担軽減及び処置改善に資する体制が整備されていること。
- 四 (11) 結核病棟入院基本料の施設基準
- イ 七対一入院基本料の施設基準
- ① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること。（結核病棟の入院基本料の注8の場合を除く。）とする。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- ③ 次のいずれかに該当すること。
- 1 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を一割一分以上入院させる病棟であること。
- 2 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を〇・九割以上入院させる病棟であること。
- 口 平成三十年三月三十一日時点で、継続して六月以上診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成三十年厚生労働省告示第四十三号）による改正前の診療報酬の算定方法の医科点数表（以下「旧医科点数表」という。）の療養病棟入院基本料を届け出している病棟であること。

- (2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
 (3) 当該病棟において、新規入院患者のうちG A F 尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。
- 口 十三対一入院基本料の施設基準
- ① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（精神病棟入院基本料の注10の場合を除く。）とする。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- ③ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が八十日以内であること。
- ④ 当該病棟において、新規入院患者のうちG A F 尺度による判定が三十以下の患者又は身体合併症を有する患者が四割以上であること。
- ⑤ 身体疾患への治療体制を確保していること。
- ハ 十五対一入院基本料の施設基準
- ① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（精神病棟入院基本料の注10の場合を除く。）とする。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
- 二 十八対一入院基本料の施設基準
- ① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十八又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（精神病棟入院基本料の注10の場合を除く。）とする。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
- ホ 二十対一入院基本料の施設基準
- ① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（精神病棟入院基本料の注10の場合を除く。）とする。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
- イ 二十一対一入院基本料の施設基準
- ① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十二又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（精神病棟入院基本料の注10の場合を除く。）とする。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

- 五
- (1) 特定機能病院入院基本料の施設基準等
- 1 特定機能病院入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準
- イ 一般病棟
- ① 七対一入院基本料の施設基準
- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十六日以内であること。
- 4 次のいずれかに該当すること。
- (+) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を二割八分以上入院させる病棟であること。

- (二) 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を二割三分以上入院させる病棟であること。
- 5 当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が八割以上であること。
- 6 データ提出加算に係る届出を行つた保険医療機関であること。
- (②) 十対一入院基本料の施設基準
- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。
- 4 当該病棟に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰについて継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行つてのこと。
- 5 データ提出加算に係る届出を行つた保険医療機関であること。
- 口 結核病棟
- ① 七対一入院基本料の施設基準
- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- 2 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が四十日以内であること。
- 3 当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 4 当該病棟において、新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。
- 5 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- ② 十対一入院基本料の施設基準
- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が四十日以内であること。
- 2 当該病棟において、新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。
- 3 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 4 当該病棟において、新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。
- 5 身体疾患への治療体制を確保していること。
- ③ 十三対一入院基本料の施設基準
- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 3 当該病棟において、新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者又は身体合併症を有する患者が四割以上であること。
- 4 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

- ④ 十五対一入院基本料の施設基準
- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 3 当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 4 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 5 当該病棟において、看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- 八 精神病棟
- ① 七対一入院基本料の施設基準
- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が四十日以内であること。
- 2 当該病棟において、新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。
- 3 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 4 当該病棟において、新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。
- 5 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- ② 十対一入院基本料の施設基準
- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が四十日以内であること。
- 2 当該病棟において、新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。
- 3 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 4 当該病棟において、新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。
- 5 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- ③ 十三対一入院基本料の施設基準
- 1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- 2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 3 当該病棟において、新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者又は身体合併症を有する患者が四割以上であること。
- 4 当該病棟において、新規入院患者のうちGAF尺度による判定が三十以下の患者又は身体合併症を有する患者が四割以上であること。

(5)

特定機能病院入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

当該保険医療機関の一般病棟を退院する患者(退院日に特定機能病院入院基本料を算定するものに限る)に占める、午前中に退院するものの割合が九割以上である保険医療機関

数が十五又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一

日に看護を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

病棟における夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の

と/orする。

2 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3 特定機能病院入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める患者

感染症法第十九条、第二十条及び第二十二条の規定等に基づき適切に入退院が行われている

患者以外の患者

特定機能病院入院基本料の注4に規定する重度認知症加算の施設基準

重度認知症の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態であること。

4 看護必要度加算の施設基準

看護必要度加算1の施設基準

十対一入院基本料に係る届出を行った病棟(一般病棟に限る)であること。

5 次のいずれかに該当すること。

1 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を二割一分以上入院さ

せる病棟であること。

2 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度IIの基準を満たす患者を二割二分以上入院させれる病棟であること。

6 看護必要度加算2の施設基準

十対一入院基本料に係る届出を行った病棟(一般病棟に限る)であること。

7 看護必要度加算3の施設基準

十対一入院基本料に係る届出を行った病棟(一般病棟に限る)であること。

8 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を一割五分以上入院させれる病棟であること。

9 看護必要度加算3の施設基準

十対一入院基本料に係る届出を行った病棟(一般病棟に限る)であること。

10 次のいずれかに該当すること。

1 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を二割一分以上入院さ

せる病棟であること。

2 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度IIの基準を満たす患者を一割二分以上入院させれる病棟であること。

11 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を二割八分以上入院させれる病棟であること。

12 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度IIの基準を満たす患者を二割三分以上入院させれる病棟であること。

13 常勤の医師の員数が当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。

(4) 十五対一入院基本料の施設基準

1 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の

数が十五又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一

日に看護を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

(6)

特定機能病院入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める患者

次のいずれにも該当する患者

限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない者

(7)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに

限る)に占める金曜日に入院するものに限る)又は手術を行っている者

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

(8)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行わない日)に限る)

イ 当該病棟に金曜日に入院する患者に係る入院日の翌日及び翌々日(当該患者が、処置(所定

点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)又は手術を行わない日)に限る)並びに当該病棟を月曜日に退院する患者に係る退院日の前日及び

前々日(当該患者が、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行わない日)に限る)

(9)

A DL維持向上等体制加算の施設基準

イ 入院中の患者に対して、ADLの維持、向上等に資する十分な体制が整備されていること。

ロ 当該病棟に専従の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が二名以上配置され

ていること、又は当該病棟に専従の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が一

名以上配置されており、かつ、当該病棟に専任の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言

語聴覚士が一名以上配置されていること。

(10)

専門病院入院基本料の施設基準等

イ 通則

専門病院は、主として悪性腫瘍患者又は循環器疾患患者を当該病院的一般病棟に七割以上入

院させ、高度かつ専門的な医療を行っている病院であること。

(11)

専門病院入院基本料の注1本文に規定する入院基本料の施設基準

イ 七対一入院基本料の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数

が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看

護を行う看護職員の数が本文の規定にかかわらず、二以上であること(専門病院

入院基本料の注10の場合を除く)とする。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

③ 当該病棟の平均在院日数が二十八日以内であること。

(12)

専門病院入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関

次にいずれにも該当する患者

限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない者

(13)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに

限る)に占める金曜日に入院するものに限る)又は手術を行っている者

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(14)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(15)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(16)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(17)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(18)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(19)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(20)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(21)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(22)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(23)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(24)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(25)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(26)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(27)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(28)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(29)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

(30)

当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

イ 当該病棟に三十日を超えて入院している者

ハ 当該退院日において、処置(所定点数(医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る)が千点以上のものに限る)又は手術を行っていない日)に限る)

七 障害者施設等入院基本料の施設基準等

(1) 通則

障害者施設等一般病棟は、次のいずれかに該当する病棟であること。

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児（同法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させるものに限る。）又は同法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関に係る一般病棟であること。

ロ 次のいずれにも該当する一般病棟であること。

① 重度の肢体不自由児（者）（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。第八の九の(1)において同じ。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。第八の九の(1)並びに第九の八の(1)のイ及び十二の(1)のイにおいて同じ。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等をおおむね七割以上入院させている病棟であること。

② 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護補助者の数が本文に規定する数は、本文の規定にかかるわらず、看護職員一を含む二以上であること（障害者施設等入院基本料の注11の場合を除く。）とする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

障害者施設等入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ 七対一入院基本料の施設基準

① (1)のイに該当する病棟であつて、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかるわらず、看護職員一を含む二以上であること（障害者施設等入院基本料の注11の場合を除く。）とする。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

③ 当該病棟の入院患者のうち、第八の十の(2)に規定する超重症の状態の患者と同(3)に規定する準超重症の状態の患者との合計が三割以上であること。

ロ 十対一入院基本料の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかるわらず、二以上であること（障害者施設等入院基本料の注11の場合を除く。）とする。

当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ハ 十三対一入院基本料の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかるわらず、二以上であること（障害者施設等入院基本料の注11の場合を除く。）とする。

当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

二 十五対一入院基本料の施設基準

(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数

が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかるわらず、二以上であること（障害者施設等入院基本料の注11の場合を除く。）とする。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

③ 障害者施設等入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定めるもの

夜勤を行う看護職員一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること。

④ 障害者施設等入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める場合

当該保険医療機関が、過去一年間において、一般病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは一般病棟入院基本料の注7に規定する夜勤時間特別入院基本料、結核病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは結核病棟入院基本料の注6に規定する夜勤時間特別入院基本料、精神病棟入院基本料、精神病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは精神病棟入院基本料の注9に規定する夜勤時間特別入院基本料又は障害者施設等入院基本料の注2に規定する月平均夜勤時間超過減算を算定したことのある保険医療機関である場合

別表第四に掲げる患者

障害者施設等入院基本料の注5に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある患者

別表第五に掲げる患者

特定入院基本料及び障害者施設等入院基本料の注6に規定する点数に含まれる画像診断及び

処置の費用並びに含まれない除外薬剤・注射薬の費用

特定入院基本料又は障害者施設等入院基本料の注6に規定する点数を算定する患者に対しても行つた別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬の費用は、当該入院基本料に含まれないものとする。

(7) 障害者施設等入院基本料の注9に規定する看護補助加算の施設基準

次のいずれにも該当すること。

イ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ 当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ハ 七対一入院基本料又は十対一入院基本料を算定する病棟であること。

二 看護職員の負担軽減及び待遇改善に資する体制が整備されていること。

障害者施設等入院基本料の注10に規定する夜間看護体制加算の施設基準

イ 夜間ににおける看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

ロ 障害者施設等入院基本料の注9に規定する看護補助加算に係る届出を行つた病棟であること。

可病床数が百床未満のこと。

許可病床数が百床未満のこと。

- (2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (3) 当該病棟に入院している患者に係る褥瘡の発生割合等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。
- 口 有床診療所療養病床入院基本料の注1本文に規定する厚生労働大臣が定める区分
- ① 入院基本料A
- 1 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち医療区分三の患者と医療区分二の患者との合計が八割未満である場合（以下この口において「特定患者八割未満の場合」という。）にあつては、医療区分三の患者
 - 2 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち医療区分三の患者と医療区分二の患者との合計が八割以上である場合（以下この口において「特定患者八割以上の場合」という。）にあつては、次のいずれにも該当するものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関（以下この口において「四対一配置保険医療機関」という。）に入院している医療区分三の患者
- (+) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上であること。
- (-) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上であること。
- ② 入院基本料B
- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であつて、ADL区分三又はADL区分二であるもの
 - 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であつて、ADL区分三又はADL区分二であるもの
- ③ 入院基本料C
- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であつて、ADL区分一であるもの
 - 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している医療区分二の患者（医療区分三の患者を除く。）であつて、ADL区分一であるもの
 - 3 入院基本料D
- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、医療区分一の患者であつて、ADL区分三であるもの
 - 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している医療区分一の患者であつて、ADL区分三であるもの
- ④ 入院基本料E
- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、医療区分一の患者であつて、ADL区分二又はADL区分一であるもの
 - 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している医療区分一の患者であつて、ADL区分三であるもの
- (+) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

- 第八 第七 第一
- 八 有床診療所療養病床入院基本料に含まれる画像診断及び処置の費用並びに含まれない除外薬剤及び注射薬の費用
- ① 有床診療所療養病床入院基本料（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行つた検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、別表第五及び別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬の費用は、当該入院基本料に含まれないものとする。
- 二 有床診療所療養病床入院基本料に規定する厚生労働大臣が定める状態
- 別表第五の四に掲げる状態
- ホ 救急・在宅等支援療養病床初期加算の施設基準
- ヘ 看取り加算の施設基準
- ト 在宅療養支援診療所であつて、過去一年間に訪問診療を実施しているものであること。
- ホ 当該診療所における夜間の看護職員の数が一以上であること。
- ヘ 看取り加算の施設基準
- ト 在宅復帰支援を行つにつき十分な実績等を有していること。
- チ 栄養管理実施加算の施設基準
- イ 当該保険医療機関内に、常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。
- ② 栄養管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- ト 在宅復帰支援を行つにつき十分な実績等を有していること。
- イ 特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院であること。
- 口 急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
- ニ 急性期医療に係る実績を十分有していること。
- ホ 当該保険医療機関の敷地内において喫煙が禁止されていること。
- ヘ 次のいずれにも該当すること。
- ① 地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料又は療養病棟入院基本料に係る届出を行つていない保険医療機関であること。
- ② 当該保険医療機関と同一建物内に老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二十三条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（以下「介護療養型医療施設」という。）を設置していないこと。

ト 急性期の治療を要する精神疾患を有する患者等に対する入院診療を行うにつき必要な体制及び実績を有していること。

チ 次のいずれかに該当すること。

① 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を三割五分以上入院させること。

② 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般的病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を三割以上入院させること。

③ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を三割以上入院させること。

イ (1) のイ、ハ、ヘ、チ及びリを満たすものであること。

ロ 当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

ハ 急性期医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二 急性期医療に係る実績を相当程度有していること。

イ (1) のイ、ハ及びヘを満たすものであること。

ロ (2) のロ及びハを満たすものであること。

ハ 急性期医療に係る実績を一定程度有していること。

二 急性期の治療を要する精神疾患を有する患者等に対する診療を行うにつき必要な体制及び実績を有していること。

イ (1) のイ、ハ及びヘを満たすものであること。

ロ 総合入院体制加算3の施設基準

イ (1) のイ、ハ及びヘを満たすものであること。

ロ 急性期の治療を要する精神疾患を有する患者等に対する診療を行うにつき必要な体制及び実績を有していること。

二 急性期の治療を要する精神疾患を有する患者等に対する診療を行うにつき必要な体制又は実績を有していること。

イ (1) のイ、ハ及びヘを満たすものであること。

ロ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を三割二分以上入院させること。

ハ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を三割二分以上入院させる病棟であること。

二 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を二割七分以上入院させる病棟であること。

イ (1) 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般的病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を二割七分以上入院させる病棟であること。

ロ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を二割七分以上入院させる病棟であること。

二 から五まで 削除

六 臨床研修病院入院診療加算の施設基準

(1) 基幹型の施設基準

イ 次のいずれにも該当すること。

イ 次のいずれにも該当する基幹型臨床研修病院（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第三条第一号に規定する基幹型臨床研修病院をいう。）であること。

イ 次のいずれにも該当する基幹型臨床研修病院（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第三条第一号に規定する基幹型臨床研修病院をいう。）であること。

イ 次のいずれにも該当する基幹型臨床研修病院（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第三条第一号に規定する基幹型臨床研修病院をいう。）であること。

イ 次のいずれにも該当する基幹型臨床研修病院（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第三条第一号に規定する基幹型臨床研修病院をいう。）であること。

(2)

次のいずれかに該当すること。

イ 次のいずれにも該当する病院である単独型臨床研修施設（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第三条第一号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）又は病院である管理型臨床研修施設（同条第二号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）であること。

① 研修歯科医の診療録について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

② 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③ その他臨床研修を行った保険医療機関であること。

イ 次のいずれにも該当する病院である単独型臨床研修施設（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第三条第一号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）又は病院である管理型臨床研修施設（同条第二号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）であること。

① 診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

② 研修歯科医の診療録について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③ その他臨床研修を行った保険医療機関であること。

イ 次のいずれにも該当する病院である単独型臨床研修施設（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第三条第一号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）又は病院である管理型臨床研修施設（同条第二号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）であること。

① 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

② 研修歯科医の診療録について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③ その他臨床研修を行った保険医療機関であること。

イ 次のいずれにも該当する病院である単独型臨床研修施設（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第三条第一号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）又は病院である管理型臨床研修施設（同条第二号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）であること。

① 診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

② 研修歯科医の診療録について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③ その他臨床研修を行った保険医療機関であること。

イ 次のいずれにも該当する病院である単独型臨床研修施設（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第三条第一号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）又は病院である管理型臨床研修施設（同条第二号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）であること。

① 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

② 研修歯科医の診療録について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③ その他臨床研修を行った保険医療機関であること。

イ 次のいずれにも該当する病院である単独型臨床研修施設（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第三条第一号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）又は病院である管理型臨床研修施設（同条第二号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）であること。

① 診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

② 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③ その他臨床研修を行った保険医療機関であること。

ハ 次のいずれにも該当する病院である協力型臨床研修施設（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第三条第三号に規定する協力型臨床研修施設をいう。）であること。

- (1) 診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
 (2) 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

二 (3) その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- (1) 歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、他の施設と共同して臨床研修を行う病院（単体型相当大学病院及び管理型相当大学病院を除く。）であること。

- (2) 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

三 (3) その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- (1) 診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
 (2) 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

四 (3) その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- (1) 救急医療管理加算の施設基準
 (2) 休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行つてること。

五 (3) その他臨床研修を行うにつき十分な構造設備を有していること。

- (1) 超急性期脳卒中加算の施設基準
 (2) イ 当該保険医療機関内に、脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師が配置されていること。

- (1) ロ 口 当該保険医療機関内に、薬剤師が常時配置されていること。
 (2) ハ その他当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

六 (3) 脳梗塞発症後四・五時間以内である患者

- (1) 妊産婦緊搬送入院加算の施設基準
 (2) イ 患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。

- (1) ロ 口 診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
 (2) ハ 入院患者について疾病統計及び退院時要約が作成されていること。

七 (3) 診療録管理体制加算の施設基準
 (1) 診療録管理体制加算1
 (2) 診療録管理体制加算2
 (1) イ (1)のロ及びニを満たすものであること。
 (2) イ 診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
 (3) ハ 入院患者について疾病統計及び退院時要約が作成されていること。

七の二 医師事務作業補助体制加算の施設基準

- (1) 医師事務作業補助体制加算1
 (2) 医師事務作業補助体制加算2

イ 医師の事務作業を補助する十分な体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。
 ロ (1)のロを満たすものであること。

イ 医師の事務作業を補助する十分な体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。

二 (1) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

- (1) 医師事務作業補助体制加算1
 (2) 医師事務作業補助体制加算2

イ 医師の事務作業を補助する十分な体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。
 ロ (1)のロを満たすものであること。

二 (1) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

- (1) 看護補助体制加算の施設基準
 (2) 看護補助体制加算1
 (3) 看護補助体制加算2

イ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

二 (1) 看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

二 (1) 看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

二 (1) 看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

二 (1) 看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

二 (1) 看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

二 (1) 看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

二 (1) 看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(6)

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(7) 夜間100対1急性期看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(8) 夜間看護体制加算の施設基準

イ 夜勤時間帯に看護補助者を配置していること。

ロ 夜間ににおける看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(9) 夜間看護職員夜間配置加算の施設基準

(1) 看護職員夜間12対1配置加算1の施設基準

イ 当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十二又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う

看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行なう看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であること。

ハ 急性期一般入院基本料又は特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る）若しくは専門病院入院基本料の七対一入院基本料若しくは十対一入院基本料を算定する病棟であること。

二 急性期一般入院料7を算定する病棟又は十対一入院基本料を算定する病棟にあっては、次

(1) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を〇・六割以上入院させる病棟であること。

(2) 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を〇・七割以上入院させること。

ホ ハ 夜間ににおける看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(3) 看護職員夜間12対1配置加算2の施設基準

イ 当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う

看護職員の数は、本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行なう看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であること。

(4) 看護職員夜間16対1配置加算2の施設基準

イ (1)のロ及びホ並びに(3)のイを満たすものであること。

ロ 急性期一般入院料2から6までのいずれかを算定する病棟であること。

七の五 乳幼児加算・幼児加算の注1及び注2に規定する基準

当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

八

難病患者等入院診療加算に規定する疾患及び状態

別表第六に掲げる疾患及び状態

重度の肢体不自由児（者）、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー

患者、難病患者等をおおむね七割以上入院させている一般病棟、精神病棟又は有床診療所（一般病床に限る。以下この号において同じ。）であること。

(2) 当該病棟又は当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行なう看護補助者の数は、常時、当該病棟又は当該有床診療所の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

イ 一日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ロ 当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該有床診療所の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該有床診療所において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該有床診療所における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることをとする。

(4) 当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

(2) 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する超重症の状態

(1) 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1及び注2に規定する基準

イ 介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等特別の医学的管理が必要な状態が六月以上又は新生児期から継続している状態であること。

ロ 超重症児（者）の判定基準による判定スコアが二十五点以上であること。

(3) 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態

イ 超重症の状態に準ずる状態であること。

ロ 超重症児（者）の判定基準による判定スコアが十点以上であること。

(1) 地域一般入院料3、障害者施設等入院基本料の十五対一入院基本料又は結核病棟入院基本料若しくは精神病棟入院基本料の十五対一入院基本料、十八対一入院基本料若しくは二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

(1) 看護補助加算1の施設基準

イ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

六 十二 看護配置加算の施設基準

(1) 看護補助加算1の施設基準

イ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

十三 十三 看護補助加算の施設基準

イ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(口) 看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を算定するごとに一に相当する数以下であること。

ハ 次のいずれかに該当すること。

(1) 地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2を算定する病棟又は十三対一入院基本料を算定する病棟においては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を〇・六割以上入院させる病棟であること。

(2) 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2を算定する病棟又は十三対一入院基本料を算定する病棟においては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を〇・五割以上入院させる病棟であること。

(3) 地域一般入院料3、十五対一入院基本料、十八対一入院基本料又は二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

(4) 観察職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(2) 看護補助加算2の施設基準

(1) 看護補助加算3の施設基準

(3) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域

(4) 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

(1) 常時監視を要し、隨時適切な看護及び介助を必要とする重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等が配置されていること。

(2) 個室又は二人部屋の病床であつて、療養上の必要から当該重症者等を入院させるのに適したものであること。

(3) 小児療養環境特別加算に規定する基準

(4) 当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

(5) 療養病棟療養環境加算1の施設基準

(1) 療養病棟療養環境加算1の施設基準

(2) 長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

(3) 口に掲げる機能訓練室のほか、十分な施設を有していること。

(4) 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(5) 療養病棟療養環境加算2の施設基準

(1) 療養病棟療養環境加算2の施設基準

(2) 長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(3) 口に掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

(4) 医療法施行規則第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(5) 療養病棟療養環境改善加算1の施設基準

(1) 療養病棟療養環境改善加算1の施設基準

(2) 長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

(3) 口に掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

(4) 医療法施行規則第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(5) 療養病棟療養環境改善加算2の施設基準

(1) 療養病棟療養環境改善加算2の施設基準

(2) 長期にわたる療養を行つにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

(3) 口に掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

(4) 医療法施行規則第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(5) 療養環境の改善に係る計画を策定し、定期的に、改善の状況を地方厚生局長等に報告していること。

(1) 病棟の員数以上の員数が配置されていること。

(2) 病棟の員数以上の員数が配置されていること。

(3) 病棟の員数以上の員数が配置されていること。

二十六

強度行動障害入院医療管理加算の施設基準等

- (1) 強度行動障害入院医療管理加算の施設基準

強度行動障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

- (2) 強度行動障害入院医療管理加算の対象患者

強度行動障害スコアが二十点以上の患者

- (1) 重度アルコール依存症入院医療管理加算の施設基準

重度アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

- (2) 重度アルコール依存症入院医療管理加算の対象患者

重度アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

- (1) 摂食障害入院医療管理加算の施設基準

摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

- (2) 摂食障害入院医療管理加算の対象患者

摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

- (1) 重度の摂食障害の施設基準等

重度の摂食障害により著しい体重の減少が認められる患者

- (2) がん治療連携拠点病院加算の施設基準

がん治療連携拠点病院加算の施設基準

- (1) 小児がん拠点病院加算の施設基準

小児がんの診療の拠点となる病院であること。

- (2) 当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

- (3) がん拠点病院加算の注2に規定する施設基準

ゲノム情報用いたがん医療を提供する中核となる拠点病院であること。

- (1) 栄養サポートチーム加算の施設基準

栄養管理に係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- (2) 栄養サポートチーム加算の対象患者

当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成することとも、当該患者に対して当該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。

- (3) 栄養サポートチーム加算の注2に規定する施設基準

当該患者の栄養管理に係る診療の終了時に栄養治療実施報告書を作成することとも、当該患者に対して当該報告書が文書により交付され、説明がなされるものであること。

- (4) 栄養サポートチーム加算の対象患者

栄養サポートチーム加算の対象患者は、栄養障害の状態にある患者又は栄養管理を行わなければ栄養障害の状態になることが見込まれる患者であつて、栄養管理計画が策定されているものであること。

- (3) 栄養サポートチーム加算の注2に規定する厚生労働大臣が定める地域

別表第六の二に掲げる地域

- (4) 栄養サポートチーム加算の注2に規定する施設基準

一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1を除く。)を算定する病棟(特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。)であること。

- (5) 栄養管理に係る診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成するとともに、当該患者に対して当該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。

- (6) 患者に対して当該報告書が文書により交付され、説明がなされるものであること。

二十九

医療安全対策加算の施設基準

- (1) 医療安全対策加算1の施設基準

当該保険医療機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全管理者として配置されていること。

- (2) 医療安全対策加算2の施設基準

当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置していること。

- (3) 医療安全対策地域連携加算1の施設基準

当該保険医療機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全管理者として配置されていること。

- (4) 医療安全対策地域連携加算2の施設基準

当該保険医療機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全管理者として配置されていること。

- (5) 医療安全対策加算1の施設基準

当該保険医療機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全管理者として配置されていること。

- (6) 医療安全対策加算2の施設基準

当該保険医療機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全管理者として配置されていること。

- (7) 感染防止対策加算1の施設基準

当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。

- (8) 感染防止対策加算2の施設基準

当該部門において、感染症対策に関する十分な経験を有する医師及び感染管理に関する十分な経験を有する看護師(感染防止対策に関する研修を受けたものに限る。)並びに病院勤務に於ける十分な経験を有する薬剤師及び臨床検査技師が適切に配置されていること。

- (9) 感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。

- (10) 感染防止対策加算2の施設基準

当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。

- (11) 感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。

- (12) 感染防止対策加算2の施設基準

当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。

- (13) 感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。

- (14) 感染防止対策加算2の施設基準

当該部門において、感染症対策に関する十分な経験を有する医師及び感染管理に関する十分な経験を有する看護師(感染防止対策に関する研修を受けたものに限る。)並びに病院勤務に於ける十分な経験を有する薬剤師及び臨床検査技師が適切に配置されていること。

- (15) 感染防止対策につき、感染防止対策加算2に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。

- (16) 感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。

- (17) 感染防止対策加算2の施設基準

当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。

- (18) 感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。

- (19) 感染防止対策加算2の施設基準

当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。

- (20) 感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。

- (21) 感染防止対策加算2の施設基準

当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。

- (22) 感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。

- (3) 感染防止対策地域連携加算の施設基準
他の保険医療機関（感染防止対策加算1に係る届出を行つた保険医療機関に限る。）との連携により感染防止対策を実施するための必要な体制が整備されていること。
- (4) 抗菌薬適正使用支援加算の施設基準
抗菌薬を適正に使用するために必要な支援体制が整備されていること。
- 二十九の三 患者サポート充実加算の施設基準
患者相談窓口を設置し、患者に対する支援の充実につき必要な体制が整備されていること。
- (1) 患者相談窓口に、専任の看護師、社会福祉士等が配置されていること。
三十 検査ハイリスク患者ケア加算の施設基準等
検査ハイリスク患者ケア加算の施設基準

- (1) 検査ハイリスク患者ケア加算の施設基準
検査ハイリスク患者ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等が褥瘡管理者として配置されていること。
イ 検査ハイリスク患者ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等が褥瘡管理者として配置されていること。
口 検査ハイリスク患者ケア加算の施設基準
検査ハイリスク患者ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等が褥瘡管理者として配置されていること。
ハ 検査ハイリスク患者ケア加算の施設基準
検査ハイリスクケアセスメントの結果を踏まえ、特に重点的な褥瘡ケアが必要と認められる患者について、主治医その他の医療従事者が共同して褥瘡の発生予防等に関する計画を個別に作成し、当該計画に基づき重点的な褥瘡ケアを継続して実施していること。
二 検査ハイリスク患者ケア加算の施設基準
検査ハイリスク患者ケア加算の注2に規定する厚生労働大臣が定める地域
別表第六の二に掲げる地域
- (3) 検査ハイリスク患者ケア加算の施設基準
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1を除く。）を算定する病棟（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）であること。
- 口 検査ハイリスク患者ケア加算の施設基準
検査ハイリスク患者ケアを行うにつき必要な体制が整備されていること。
- ハ 検査ハイリスク患者ケア加算の施設基準
検査ハイリスク患者ケアを行うにつき必要な体制を行つていて、別表第七に掲げるもの

- 三十二 ハイリスク分娩管理加算の施設基準等
(1) ハイリスク分娩管理加算の施設基準
イ 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されていること。
口 当該保険医療機関内に常勤の助産師が三名以上配置されていること。
ハ 一年間の分娩実施件数が百二十件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
二 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。
ホ 当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
- (2) ハイリスク分娩管理加算の対象患者
保険診療の対象となる合併症を有している妊娠婦であつて、別表第七に掲げるもの
- 三十三から三十三の五まで 削除
三十三の六 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算の施設基準
(1) 救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行つている保険医療機関との間であらかじめ協議を行つていていること。
(2) 精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行つていてない保険医療機関であること。
- 三十三の七 精神科救急搬送患者地域連携受入加算の施設基準
(1) 救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行つている保険医療機関との間であらかじめ協議を行つていていること。
(2) 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行つていてない保険医療機関であること。
- 三十四 総合評価加算の施設基準
(1) 介護保険法施行令第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の者又は六十歳以上の者の総合的な機能評価を適切に実施できる保険医療機関であること。
(2) 当該保険医療機関内に、高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が一名以上配置されていること。
(3) 介護保険法施行令第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の者又は六十歳以上の者の総合的な機能評価を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- 三十五 削除
(1) 呼吸ケアチーム加算の施設基準
イ 人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行つていて、別表第八に掲げるもの
口 当該加算の対象患者について呼吸ケアチームによる診療計画書を作成していること。
ハ 当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
- (2) 呼吸ケアチーム加算の対象患者
次のいずれにも該当する患者であること。
イ 四十八時間以上継続して人工呼吸器を装着している患者であること。
口 次のいずれかに該当する患者であること。
① 人工呼吸器を装着している状態で当該加算を算定できる病棟に入院（転棟及び転床を含む。）した患者であつて、当該病棟に入院した日から起算して一月以内のもの
② 当該加算を算定できる病棟に入院した後に人工呼吸器を装着した患者であつて、装着した日から起算して一月以内のもの
- 保険診療の対象となる合併症を有している妊婦であつて、別表第六の三に掲げるもの

三十五の三 後発医薬品使用体制加算の施設基準

(1) 後発医薬品使用体制加算1の施設基準
イ 後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。

口 当該保険医療機関において調剤した保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という)第七条の二に規定する後発医薬品(以下単に「後発医薬品」という)のある薬担規則第七条の二に規定する新医薬品(以下先発医薬品という)及び後発医薬品を合算した薬剤の使用薬剤の薬価(薬価基準(平成二十年厚生労働省告示第六十号)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量(以下「規格単位数量」という)に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が八割五分以上であること)。

ハ 当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

二 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(2) 後発医薬品使用体制加算2の施設基準
イ 後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。

口 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が五割以上であること。

ハ 当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

二 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(3) 後発医薬品使用体制加算3の施設基準
イ 後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。

口 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が八割以上であること。

ハ 当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

二 後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

(4) 後発医薬品使用体制加算4の施設基準
イ 後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。

口 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が七割以上であること。

ハ 当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が六割以上であること。

二 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(5) 後発医薬品使用体制加算5の施設基準
イ 後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。

口 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が八割以上であること。

ハ 当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が五割以上であること。

二 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

三十五の四 病棟薬剤業務実施加算1の施設基準

(1) 病棟薬剤業務実施加算1の施設基準
イ 病棟ごとに専任の薬剤師が配置されていること。

口 薬剤師が実施する病棟における薬剤関連業務につき、病院勤務等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性に資するために十分な時間が確保されていること。

ハ 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有すること。

二 当該保険医療機関における医薬品の使用に係る状況を把握するとともに、医薬品の安全性に係る重要な情報を把握すること。

ホ 薬剤管理指導料の施設基準に係る届出を行つてゐる保険医療機関であること。

(2) 病棟薬剤業務実施加算2の施設基準

イ 病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

口 病棟薬剤業務実施加算1に係る施設基準の届出を行つてゐる保険医療機関であること。

ハ 治療室ごとに専任の薬剤師が配置されていること。

二 薬剤師が実施する治療室における薬剤関連業務につき、病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性に資するために十分な時間が確保されていること。

ホ ハの薬剤師を通じて、当該保険医療機関における医薬品の使用に係る状況を把握するとともに、医薬品の安全性に係る重要な情報を把握した際に、速やかに必要な措置を講じる体制を有していること。

三十五の五 データ提出加算の施設基準

(1) データ提出加算1の施設基準
イ 診療録管理体制加算に係る施設基準の届出を行つてゐる保険医療機関であること。ただし、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料のいずれか又はその両方のみの届出を行う保険医療機関にあつては、本文の規定にかかわらず、七の(1)又は(2)を満たすものであること。

口 入院患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

二 データ提出加算2の施設基準
イ 診療録管理体制加算に係る施設基準の届出を行つてゐる保険医療機関であること。ただし、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料のいずれか又はその両方のみの届出を行う保険医療機関にあつては、本文の規定にかかわらず、七の(1)又は(2)を満たすものであること。

口 入院患者及び外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

二 提出データ評価加算の施設基準
イ データ提出加算2を算定する病院であること。

口 診療内容に関する質の高いデータが継続的かつ適切に提出されていること。

三十五の六 入退院支援加算の施設基準等

(1) 入退院支援加算1に関する施設基準
イ 当該保険医療機関内、入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。

口 当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。

ハ 当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあつては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあつては専任の看護師が配置されていること。

二 各病棟に、入退院支援及び地域連携業務に専従として従事する専任の看護師又は社会福祉士が配置されていること。

ホ その他入退院支援等を行うにつき十分な体制が整備されていること。

イ 入退院支援加算2に関する施設基準

口 当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。

ハ 当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。

二 当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあつては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあつては専任の看護師が配置されていること。

ホ その他入退院支援等を行うにつき十分な体制が整備されていること。

- (3) 入退院支援加算3に関する施設基準

イ 当該地域において、当該病院からの転院後又は退院後の治療等を担う複数の保険医療機関又は介護サービス事業所等を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成し、地方厚生局長等に届け出していること。

ロ 地域連携診療計画において連携する保険医療機関又は介護サービス事業所等として定めた保険医療機関又は介護サービス事業所等との間で、定期的に、診療情報の共有、地域連携診療計画の評価等を行うための機会を設けていること。

入退院支援加算の注5に規定する厚生労働大臣が定める地域

別表第六の二に掲げる地域

入退院支援加算の注5に規定する施設基準

イ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1を除く。）を算定する病棟を有する病院（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院を除く。）であること。

ロ 入退院支援を行うにつき必要な体制が整備されていること。

入院時支援加算の施設基準

イ 入院前支援を行う者として、入退院支援及び地域連携業務を担う部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専任の社会福祉士が配置されていること。ただし、許可病床数が二百床未満の保険医療機関にあつては、本文の規定にかかわらず、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師が配置されていること。

ロ 地域連携を行うにつき十分な体制が整備されていること。

入院時支援加算に規定する厚生労働大臣が定めるもの

イ 自宅等から入院する予定入院患者（他の保険医療機関から転院する患者を除く。）であること。

ロ 入退院支援加算を算定する患者であること。

三十五の七 認知症ケア加算の施設基準

(1) 認知症ケア加算1の施設基準

イ 当該保険医療機関において、認知症を有する患者のケアを行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ 認知症ケア加算2の施設基準

イ 認知症又は認知症の症状を有し、日常生活を送る上で介助が必要な状態である患者

三十五の八 精神疾患診療体制加算の施設基準

(1) 許可病床数が百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあつては八十床）以上の中病院であること。

(2) 救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 認知症ケア加算の対象患者

三十五の八 精神疾患診療体制加算の施設基準

(1) 許可病床数が百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあつては八十床）以上の中病院であること。

(2) 救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 認知症又は認知症の症状を有し、日常生活を送る上で介助が必要な状態である患者

三十五の八 精神疾患診療体制加算の施設基準

(1) 許可病床数が百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあつては八十床）以上の中病院であること。

(2) 救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 認知症ケア加算の対象患者

三十五の九 精神科急性期医師配置加算の施設基準

(1) 許可病床（精神病床を除く。）の数が百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあつては八十床）以上の病院であること。

(2) 当該病棟において、常勤の医師は、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すこと。

(3) 以下のいずれかに該当する精神病棟であること。

イ 次のいずれも満たしていること。

① 精神病棟入院基本料（十対一入院基本料又は十三対一入院基本料に限る。）又は特定機能病院入院基本料を算定する精神病棟（七対一入院基本料、十対一入院基本料又は十三対一入院基本料に限る。）であること。

② 精神障害者であつて身体疾患を有する患者に対する急性期治療を行うにつき十分な体制を有する保険医療機関の精神病棟であること。

ロ 次のいずれも満たしていること。

① 精神科救急医療に係る実績を相当程度有する保険医療機関であること。

② 精神科急性期治療病棟入院料1を算定する精神病棟であること。

三十六 地域歯科診療支援病院入院加算の施設基準

(1) 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行つていること。

ロ 当該地域において、歯科診療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

第九 特定入院料の施設基準等

一 通則

(1) 病院であること。

(2) 看護師又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。

(3) 入院基本料を算定していない保険医療機関（特別入院基本料等を算定している保険医療機関を含む。）において算定する特定入院料は、別表第十五のものに限ること。

(4) 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準又は医師等の員数の基準のいずれにも該当していないこと。

二 救命救急入院料の施設基準

(1) 救命救急入院料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ 救命救急入院料1の施設基準

① 都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

② 当該治療室内に重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

③ 当該治療室における看護師の数は、當時、当該治療室の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

④ 重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

⑤ 当該治療室に入院している患者の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行つていること。

- ④ 分な体制が整備されていること。
臣が定める区分
以外の患者
- 臣が定める状態
- 臣が定める施設基準
- 充実した体制が整備されていること。
十分な体制が整備されていること。
臣が定める施設基準
必要な体制が整備されていること。
臣が定める施設基準
が常時配置されていること。
基本料の施設基準
- うものであること。
分な医師が常時配置されていること。
分な看護師が配置されていること。
、当該治療室の入院患者の数が二又はその端
有していること。

□ 特定集中治療室管理料2の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

① イを満たすものであること。

② 広範囲熱傷特定集中治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

③ 当該治療室内に集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

④ 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を七割以上入院させる治療室であること。

二 特定集中治療室管理料4の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

① ハを満たすものであること。

② 広範囲熱傷特定集中治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

特定集中治療室管理料

特定集中治療室管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

特定集中治療室管理料

特定集中治療室管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

特定集中治療室管理料

特定集中治療室管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める状態

広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な状態

特定集中治療室管理料の注2に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

当該保険医療機関内に、専任の小兒科医が常時配置されていること。

特定集中治療室管理料の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ 早期の離床を目的とした取組を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

三 特定集中治療室管理料1の施設基準

ハイケアユニット入院医療管理料

ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準

病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

口 当該治療室の病床数は、三十床以下であること。

ハ ハイケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

ニ 当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

ホ ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を八割以上入院させる治療室であること。

ヘ 当該病院の一般病棟の入院患者の平均在院日数が十九日以内であること。

ト 診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

チ ハイケアユニット入院医療管理を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ハ ハイケアユニット入院医療管理料2の施設基準

イ (1) のイからハ及びヘからチまでの基準を満たすものであること。

ロ 当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を六割以上入院させること。

九 小児入院医療管理料の施設基準
(1) 通則

イ 小児科を標榜^{ほぼう}している病院であること。
ロ 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ 小児医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2) 小児入院医療管理料1の施設基準
イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行なう看護師の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行なう看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ 小児科を標榜^{ほぼう}している病院であること。
ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が九又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行なう看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ 小児慢性特定疾病医療支援^{しんせき}（児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾患）の対象である場合は、二十歳未満の者）

二 専ら小児の入院医療に係る相当の実績を有していること。

二 専ら小児の入院医療を行なうにつき十分な体制が整備されていること。

(3) 小児入院医療管理料2の施設基準
イ 当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が九名以上配置されていること。

ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行なう看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行なう看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ 専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾患）の対象である場合は、二十歳未満の者）

二 専ら小児の入院医療を行なうにつき十分な体制が整備されていること。

二 専ら小児の入院医療を行なうにつき必要な体制が整備されていること。

(4) 小児入院医療管理料3の施設基準
イ 当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が五名以上配置されていること。

ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行なう看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行なう看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ 専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾患）の対象である場合は、二十歳未満の者）

二 専ら小児の入院医療を行なうにつき必要な体制が整備されていること。

二 専ら小児の入院医療を行なうにつき必要な体制が整備されていること。

(5) 小児入院医療管理料4の施設基準
イ 当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が三名以上配置されていること。

ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が当該病棟を有する病棟において、一日に看護を行なう看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行なう看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行なう看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行なう看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ 小児入院医療管理料の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。

ハ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
二 当該病棟において、専ら小児を入院させる病床が十床以上であること。
本 当該保険医療機関の当該病棟を含めた一般病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。

ハ 小児入院医療管理料5の施設基準
(6) 通則

イ 当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が一名以上配置されていること。
ロ 当該病棟において、一日に看護を行なう看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行なう看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行なう看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ハ 小児入院医療管理料の注2に規定する加算の施設基準
(7) 通則

イ 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）が一名以上配置されていること。

ハ 小児患者に対する療養を行なうにつき十分な構造設備を有していること。

イ 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士が一名以上配置されていること。

ハ 他の保険医療機関において新生児特定集中治療室管理料を算定した患者及び第八の十の(2)に規定する超重症の状態又は同(3)に規定する準超重症の状態に該当する十五歳未満の患者の当該病棟への受入れについて、相当の実績を有していること。

十 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等
(1) 通則

イ 回復期リハビリテーションの必要性の高い患者を八割以上入院させ、一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行なうものであること。

ハ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定するリハビリテーションに係る適切な実施計画を作成する体制及び適切な当該リハビリテーションの効果、実施方法等を評価する体制がとられていること。

二 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、一日当たり二単位以上のリハビリテーションが行われていること。

本 当該病棟に専任の常勤医師が一名以上配置されていること。
ハ 当該病棟において、一日に看護を行なう看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五（回復期リハビリテーション病棟入院料1及び2にあつては十三）又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行なう看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行なう看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（回復期リハビリテーション病棟入院料3から6まで）であつて、看護補助者が夜勤を行う場合においては看護職員の数は一以上）であることとする。

- ハ 当該病棟において、入院患者に占める、自宅等から入院したものとの割合が一割以上であること。
- 二 当該病棟における自宅等からの緊急の入院患者の受け入れ人数が、前三月間において三人以上であること。
- ホ 次のいずれか二つ以上を満たしていること。
- ① 在宅患者訪問診療料(I)及び在宅患者訪問診療料(II)を前三月間において二十回以上算定している保険医療機関であること。
- ② 在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料(I)及び精神科訪問看護・指導料(II)を前三月間において百回以上算定している保険医療機関であること又は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第六十七号)に規定する訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を前三月間において五百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内にあること。
- ③ 開放型病院共同指導料(I)又は(II)を前三月間において十回以上算定している保険医療機関であること。
- ④ 介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護又は同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを提供している施設が当該保険医療機関と同一の敷地内にあること。
- ハ 当該保険医療機関において、適切な看取りに対する指針を定めていること。
- ト 許可病床数が二百床(別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあつては二百四十床)未満の保険医療機関であること。
- チ 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟を単位として行うものであること。
- (3) 地域包括ケア入院医療管理料1の施設基準
- イ 当該病室において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が七割以上であること。
- ロ 当該病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が一割以上であること。ただし、当該病室における病床数が十未満のものにあつては、前三月間において、自宅等から入院した患者が三以上であること。
- ハ 当該病室における自宅等からの緊急の入院患者の受け入れ人数が、前三月間において三人以上であること。
- 二 (2)のイ及びホからトまでを満たすものであること。
- ホ 病院の一般病棟又は療養病棟の病室を単位として行うものであること。
- (4) 地域包括ケア病棟入院料2の施設基準
- イ (2)のイ及びト並びに(3)のイ及びホを満たすものであること。
- ロ 地域包括ケア病棟入院料3の施設基準
- ハ (2)のイ、ロ及びチを満たすものであること。
- (5) 地域包括ケア入院医療管理料2の施設基準
- イ (2)のイ及びトまでを満たすものであること。
- ロ 地域包括ケア病棟入院料3の施設基準
- ハ (2)のホからチまでを満たすものであること。
- (6) 地域包括ケア入院医療管理料3の施設基準
- イ (2)のホからトまでを満たすものであること。
- ロ 地域包括ケア病棟入院料3の施設基準
- ハ (3)のロ、ハ及びホを満たすものであること。

- (7) 地域包括ケア病棟入院料4の施設基準
- イ (2)の子を満たすものであること。
- ロ 地域包括ケア入院医療管理料4の施設基準
- (8) 地域包括ケア病棟入院料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める地域別表第六の二に掲げる地域
- (9) 地域包括ケア病棟入院料の注2に規定する施設基準
- イ 病院の一般病棟又は療養病棟の病棟又は病室単位で行うものであること。
- ロ 当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は病室を有する病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
- ハ 当該病棟又は病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
- (10) 地域包括ケア病棟入院料1若しくは2又は地域包括ケア入院医療管理料1若しくは2については、地域包括ケア入院医療を行つにつき必要な構造設備を有していること。
- イ 病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ロ 地域包括ケア病棟入院料1又は3については、(2)のハからトまでを満たすものであること。
- ト 地域包括ケア入院管理料1又は3については、(2)のホからTまで並びに(3)のロ及びハを満たすものであること。
- (11) 看護職員配置加算の施設基準
- イ 一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ロ 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。
- (12) 看護職員配置加算の施設基準
- イ 一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
- ロ 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。
- (13) 看護職員配置加算の施設基準
- イ 一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟又は病室を含む病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
- ロ 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。
- (14) 自己連続携行式腹膜灌流用灌流液及び別表第五の一の三に掲げる薬剤及び注射薬
- イ 当該病棟又は病室を含む病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ロ 当該病棟の入院患者のうち三割以上が認知症等の患者であること。
- (15) 地域包括ケア病棟入院料の注7に規定する施設基準
- イ 当該病棟又は病室を含む病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ロ 当該病棟の入院患者のうち三割以上が認知症等の患者であること。
- (16) 地域包括ケア病棟入院料の注7に規定する厚生労働大臣が定める日
- ハ 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。
- イ 地域包括ケア病棟入院料の注7に規定する厚生労働大臣が定める日

- (3) 精神科救急入院料の対象患者
別表第十に掲げる患者

(4) 精神科救急入院料の注2の除外薬剤・注射薬
別表第五の一の四に掲げる薬剤・注射薬

(5) 精神科救急入院料の注5に規定する厚生労働大臣の定める状態
統合失調症、統合失調症障害及び妄想性障害又は気分（感情）障害のもの
精神科救急入院料の注5に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準

(6) 精神科救急入院料の注5に規定する看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。
口 当該保険医療機関において、入院患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。

ハ 夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

十五 精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等

(1) 通則
イ 主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。
口 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ 医療法施行規則第十九条第二項第一号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。

二 当該病院に他の精神病棟を有する場合は、精神病棟入院基本料の十対一入院基本料、十三対一入院基本料、十五対一入院基本料、十八対一入院基本料若しくは二十対一入院基本料又は特定入院料を算定している病棟であること。

本 当該地域における精神科救急医療体制の確保のために整備された精神科救急医療施設であること。

(2) 精神科急性期治療病棟入院料1の施設基準
イ 当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。
口 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上ある場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、看護師一を含む二以上（看護補助者が本文における夜勤を行っている場合は、看護師の数は一）であることとする。
ハ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上ある場合には、当該病棟における夜勤を行っている看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護職員が夜勤であること）。

勤を行う場合は、二から当該看護職員の数を減じた数以上)である」とする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常に、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すことに相当する数以下であること。

(3) ④ 精神科急性期治療を行うにつき十分な構造設備を有していること。
精神科急性期治療を行つてはいること。

口 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、當時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護

当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかるわらず、看護師一を含む二以上（看護補助者が夜勤を行う場合は看護師の数は一）であることとする。

ハ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
二 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、當時、当該病棟の入院患者

の数が三十又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護職員が夜勤

勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減じた数以上)であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者

本
精神科急性期治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すことに以下であること。

(4) 精神科急性期治療を行うにつき適切な構造設備を有していること。
精神科急性期治療病棟入院料の注2の除外薬剤・注射薬

(5) 別表第五の(一)の四に掲げる薬剤・注射薬
精神科急性期治療病棟入院料の対象患者
別表第十に掲げる患者

(6) 精神科急性期治療病棟入院料の注4に規定する厚生労働大臣の定める状態統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害又は気分（感情）障害のもの

(1) 精神科救急・合併症入院料の施設基準
イ 都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有して
云の二精神科救急・合併症入院料の施設基準等

いる病院の病棟単位で行うものであること。
口 主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位にて行うものである。

八 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されている」と。

二 医療法施行規則第十九条第一項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。

水 三説新校における常葉の因画の姿は
ことに一以上であること。
当説新校のノ附見者の姿が十六番ほどの真姿を堪能

- (2) 認知症治療病棟入院料1の施設基準
 イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護職員の数は、二以上）であることとする。
- ロ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
- ハ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護日に看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護職員が夜勤を行う場合には、二から当該看護職員の数を減じた数以上）であることとする。
- ハ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数以下であること。
- (3) 認知症治療病棟入院料2の施設基準
 イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行なう看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数以下であることとする。
- ロ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
- ハ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当すること。
- (4) 退院調整加算の施設基準
 イ 当該保険医療機関において、入院患者の退院に係る支援に関する部門が設置されていること。
- ロ 退院調整を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (5) 認知症夜間対応加算の施設基準
 イ 当該病棟における夜勤を行う看護補助者の数が三以上（看護職員が夜勤を行う場合においては、三から当該看護職員の数を減じた数以上）であること。
- ロ 当該保険医療機関において、入院患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。
- ハ 認知症治療病棟入院料の注4の除外薬剤・注射薬別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬別表第六の二に掲げる地域
- (1) 特定一般病棟入院料の注1に規定する厚生労働大臣が定める地域
- (2) 特定一般病棟入院料1の施設基準
 イ 一般病棟（診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）であること。
- 口 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- ハ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- 二 看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること。
- ハ 現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を当該病棟の見やすい場所に掲示していること。
- ト 当該病棟の入院患者の平均在院日数（保険診療に係る入院患者（短期滞在手術等基本料1及び3（入院した日から起算して5日までの期間に限る。）を算定している患者、注7本文及び注9の規定により療養病棟入院料1の例により算定している患者を除く。）を基礎に計算されたものに限る。（3）のハにおいて同じ。）が二十四日以内であること。
- ホ 特定一般病棟入院料2の施設基準
 イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- ロ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
- ハ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が六十日以内であること。
- (3) 特定一般病棟入院料2の施設基準
 イ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- ロ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。
- ハ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が六十日以内であること。
- (4) 一般病棟看護必要度評価加算の施設基準
 イ 特定一般病棟入院料1に係る届出を行った病棟であること。
- ロ 当該加算を算定する患者について測定した一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの結果に基づき、当該病棟における当該看護必要度の評価を行つてること。
- ハ 特定一般病棟入院料の注7に規定する施設基準
 イ 病室を単位として行うものであること。
- ロ 次のいずれかに該当すること。
- ① 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Iの基準を満たす患者を一割以上入院させる病室であること。
- ② 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度IIの基準を満たす患者を〇・八割以上入院させること。
- ③ 当該病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したもの割合が一割以上であること。
- ④ 当該病室における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前三月間ににおいて三人以上であること。
- ⑤ 次のいずれか二つ以上を満たしていること。
- 1 在宅患者訪問診療料I及び在宅患者訪問診療料IIを前三月間ににおいて二十回以上算定している保険医療機関であること。

- 2 在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、精神保健福祉士の最小必要数導料(I)及び精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)を前三月間ににおいて百回以上算定している保険医療機関であることと又は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法に規定する訪問看護基本療養費を前三月間ににおいて五百回以上算定している訪問看護ステーションが当該保険医療機関と同一の敷地内にあること。
- 3 開放型病院共同指導料(I)又は(Ⅱ)を前三月間ににおいて十回以上算定している保険医療機関であること。
- 4 介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条四項に規定する訪問看護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第三項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを提供している施設が当該保険医療機関と同一の敷地内にあること。
- 5 許可病床数が二百四十床未満の保険医療機関であること。
- 6 当該保険医療機関内に在宅復帰支援を担当する者が適切に配置されていること。
- 7 当該保険医療機関と同一の敷地内にあること。
- 8 二八 当該病室を含む病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一名以上配置されていること。
- 9 二九 在該病室において、退院患者に占める、自宅等に退院するものの割合が七割以上であること。
- 10 三十 特定一般病棟入院料の注8の除外薬剤・注射薬
- イ 自己連続携行式腹膜灌流用灌流液及び別表第五の一の三に掲げる薬剤及び注射薬
- ト 地域移行機能強化病棟入院料の施設基準
- (1) 地域移行機能強化病棟入院料の注8の除外薬剤・注射薬
- ハ 心血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廢用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行った保険医療機関であること。
- チ 地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な体制を有していること。
- リ 地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。
- ホ データ提出加算の届出を行っていること。
- ヘ 心血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廢用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行った保険医療機関であること。
- ヲ 地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な体制を有していること。
- メ 地域包括ケア入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。
- ノ 当該病室において、退院患者に占める、自宅等に退院するものの割合が七割以上であること。
- シ 地域移行機能強化病棟入院料の注8の除外薬剤・注射薬
- 一 地域移行機能強化病棟入院料の施設基準
- (1) 地域移行機能強化病棟入院料の注8の除外薬剤・注射薬
- 二 地域移行機能強化病棟入院料の施設基準
- (1) 地域移行機能強化病棟入院料の注8の除外薬剤・注射薬
- 三 地域移行機能強化病棟入院料の施設基準
- (1) 地域移行機能強化病棟入院料の注8の除外薬剤・注射薬
- 四 地域移行機能強化病棟入院料の施設基準
- (1) 地域移行機能強化病棟入院料の注8の除外薬剤・注射薬
- 五 地域移行機能強化病棟入院料の施設基準
- (1) 地域移行機能強化病棟入院料の注8の除外薬剤・注射薬

- 第一 第十一 経過措置
- 一 看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関については、第五の四の(2)の規定にかかるらず、当分の間は、なお従前の例によることができる。
- 二 在該病棟において、看護職員、看護補助者、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数の六割以上が看護職員、作業療法士又は精神保健福祉士であること。
- 三 ハ 当該病棟において、看護職員、作業療法士及び精神保健福祉士の最小必要数(当該必要数が看護職員数を上回る場合には看護職員数)の二割以上が看護師であること。
- ト 当該病棟に専従の精神保健福祉士が二名以上(入院患者数が四十を超える場合は三名以上)配置されていること。
- チ 精神疾患を有する患者の退院に係る支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- リ 当該病棟に専従の精神保健福祉士が二名以上(入院患者数が四十を超える場合は三名以上)配置されていること。
- ヌ 長期の入院患者の当該病棟からの退院が着実に進んでおり、当該保険医療機関の精神病床の数が減少していること。
- ル 精神障害者の地域生活を支援する関係機関等との連携を有していること。
- 二 第十一 症症者加算1の対象患者の状態
- 一 (1) G A F尺度による判定が三十以下であること。
- 二 (2) 重症者加算2の対象患者の状態
- 三 (3) 重症者加算2の対象患者の状態
- 四 (4) G A F尺度による判定が四十以下であること。
- 五 (5) 重症者加算1の施設基準
- 六 (6) 当該地域における精神科救急医療体制の確保に協力している保険医療機関であること。
- 七 (7) 地域移行機能強化病棟入院料の注4の除外薬剤・注射薬
- 八 (8) 別表第五の一の五に掲げる薬剤及び注射薬
- 九 (9) 短期滞在手術等基本料の施設基準等
- 十 (10) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 十一 (11) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 十二 (12) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 十三 (13) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 十四 (14) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 十五 (15) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 十六 (16) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 十七 (17) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 十八 (18) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 十九 (19) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 二十 (20) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 二十一 (21) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 二十二 (22) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 二十三 (23) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 二十四 (24) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 二十五 (25) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 二十六 (26) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 二十七 (27) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 二十八 (28) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 二十九 (29) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 三十 (30) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 三十一 (31) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 三十二 (32) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 三十三 (33) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 三十四 (34) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 三十五 (35) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 三十六 (36) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 三十七 (37) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 三十八 (38) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 三十九 (39) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 四十 (40) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 四十一 (41) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 四十二 (42) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 四十三 (43) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 四十四 (44) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 四十五 (45) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 四十六 (46) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 四十七 (47) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 四十八 (48) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 四十九 (49) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 五十 (50) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 五十一 (51) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 五十二 (52) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 五十三 (53) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 五十四 (54) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 五十五 (55) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 五十六 (56) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 五十七 (57) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 五十八 (58) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 五十九 (59) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 六十 (60) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 六十一 (61) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 六十二 (62) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 六十三 (63) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 六十四 (64) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 六十五 (65) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 六十六 (66) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 六十七 (67) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 六十八 (68) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 六十九 (69) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 七十 (70) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 七十一 (71) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 七十二 (72) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 七十三 (73) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 七十四 (74) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 七十五 (75) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 七十六 (76) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 七十七 (77) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 七十八 (78) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 七十九 (79) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 八十 (80) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 八十一 (81) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 八十二 (82) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 八十三 (83) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 八十四 (84) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 八十五 (85) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 八十六 (86) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 八十七 (87) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 八十八 (88) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 八十九 (89) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 九十 (90) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 九十一 (91) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 九十二 (92) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 九十三 (93) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 九十四 (94) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 九十五 (95) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 九十六 (96) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 九十七 (97) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 九十八 (98) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 九十九 (99) 短期滞在手術等基本料の施設基準
- 一百 (100) 短期滞在手術等基本料の施設基準

二 当分の間は、第九の九の(1)の口中「医師の員数以上の員数」とあるのは「医師の員数以上の員数(同令第五十条の規定の適用を受ける間、この規定により有しなければならない医師の員数以上(員数)と、第九の十四の(1)の口、第九の十五の(1)の口、第九の十五の二の(1)のハ及び第九の十五の(2)中「医師の員数以上の員数」とあるのは「医師の員数以上の員数(同令第四十九条及び第五十条の規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数以上の員数)と、第九の十四の(1)のハ、第九の十五の(1)のハ、第九の十五の二の(1)の二、第九の十五の三の(3)及び第九の十六の(1)のハ中「看護師及び准看護師の員数以上の員数」とあるのは「看護師及び准看護師の員数以上の員数(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号)附則第二十三条の規定の適用を受ける病院にあっては、この規定の適用を受ける間、この規定により有しなければならない看護師及び准看護師の員数以上の員数)とす。

三 平成二十六年三月三十日において現に保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟(一般病棟入院基本料七対一入院基本料、特定機能病院入院基本料又は専門病院入院基本料を算定する病棟に限る。)に入院する特定患者(診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成二十六年厚生労働省告示第五十七号))による改正前の診療報酬の算定方別表第一区分番号A100の注8に規定する特定患者をいう。)については、当分の間、医療区分3とみなす。

四 平成三十年十一月三十日までの間ににおける第三の一の二の(2)の適用については、「妥結率、品単価契約率(卸売販売業者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十四条第三項に規定する卸売販売業者をいう。以下同じ。)と当該保険薬局との間で取引された医療用医薬品に係る契約に占める、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約の割合をいう。)及び一律値引き契約(卸売販売業者と当該保険薬局との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。)に係る状況」とあるのは、「妥結率」とする。

五 歯科医療を担当する保険医療機関については、平成三十一年三月三十日までの間に限り、第三の八の(3)又は第三の九の(5)に該当するものとみなす。

六 平成三十年三月三十一日において現に次の(1)から(8)までに掲げる規定に係る届出を行っている病棟又は病室については、同年九月三十日までの間に限り、次の(1)から(8)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(8)までに定めるものに該当するものとみなす。

(1) 旧医科点数表の一般病棟入院基本料の七対一入院基本料 第五の二の(1)のイの(2)の1

(2) 旧医科点数表の一般病棟入院基本料の注6のイ 第五の二の(1)のイの(5)

(3) 旧医科点数表の一般病棟入院基本料の注6のロ 第五の二の(1)のイの(6)

(4) 旧医科点数表の一般病棟入院基本料の注6のハ 第五の二の(1)のイの(7)

(5) 旧医科点数表の一般病棟入院基本料の注6のイ(許可病床数が二百床未満の保険医療機関に限る。) 第五の二の(1)のイの(4)

(6) 旧医科点数表の一般病棟入院基本料の注6のロ(許可病床数が二百床未満の保険医療機関に限る。) 第五の二の(1)のイの(4)

(7) 旧医科点数表の一般病棟入院基本料の注6のハ(許可病床数が二百床未満の保険医療機関に限る。) 第五の二の(1)のイの(4)

(8) 旧医科点数表の一般病棟入院基本料の注6のロ(許可病床数が二百床未満の保険医療機関に限る。) 第五の二の(1)のイの(4)

(9) 旧医科点数表の回復期リハビリテーション病棟入院料 第九の十の(2)のト、(3)のトに限る。)、(4)の二、(5)、(4)の二に限る。)、(6)のロ又は(7)

九 平成三十年三月三十一日において、現に旧医科点数表の一般病棟入院基本料の七対一入院基本料(許可病床数が二百床未満の保険医療機関に限る。)に係る届出を行っている保険医療機関であつて、第五の二の(1)のイの(3)及び第五の二の(1)のイの(4)の届出を行うものについては、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、第五の二の(1)のイの(3)の1中「二割二分」、第五の二の(1)のイの(4)の1中「二割三分」とあるのは、「二割二分」とする。

十 平成三十年三月三十一日において、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(平成三十年厚生労働省告示第四十四号)による改正前の基本診療料の施設基準等の第十一の十四の規定の適用を受けていた病棟においては、同年九月三十日までの間に限り、第五の二の(1)のイの(1)及び(3)に該当するものとみなす。

十一 平成三十年三月三十一日において、旧医科点数表の療養病棟入院基本料1、療養病棟入院基本料2又は療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟については、同年九月三十日までの間に限り、第五の三の(1)のイの(6)又は第五の三の(8)のトに該当するものとみなす。

(12) (11) (10) (9) (8) (7) の①の4 旧医科点数表の特定機能病院入院基本料の注5のイ 第五の五の(4)のイの(2)

旧医科点数表の一般病棟入院基本料の注5のロ 第五の五の(4)のロの(2)

旧医科点数表の一般病棟入院基本料の注6のハ 第五の五の(4)のハの(2)

旧医科点数表の特定機能病院入院基本料の注5のハ 第五の五の(4)のハの(2)

旧医科点数表の専門病院入院基本料の七対一入院基本料 第五の六の(2)のイの(4)

旧医科点数表の専門病院入院基本料の注3のイ 第五の六の(3)のイの(2)

旧医科点数表の専門病院入院基本料の注3のロ 第五の六の(3)のロの(2)

十二 平成三十年三月三十一日において、当該保険医療機関と同一建物内に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設を設置している保険医療機関については、第八の一の(1)の(2)、第八の一の(2)のイ(1)の(2)に限る。及び第八の一の(3)のイ(1)の(2)に限る。に該当するものとみなす。

十三 平成三十年三月三十一日において現に総合入院体制加算に係る届出を行っている保険医療機関については、同年九月三十日までの間に限り、第八の一の(1)のチ、第八の一の(2)のイ(1)のチに限る。及び第八の一の(3)のホに該当するものとみなす。

十四 平成三十年三月三十一日において現に急性期看護補助体制加算に係る届出を行っている保険医療機関(旧医科点数表の十対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。)については、同年九月三十日までの間に限り、第八の七の三の(1)のヘ、第八の七の三の(2)の(1)のヘに限る。及び第八の七の三の(3)のロ(1)のヘに限る。及び第八の七の三の(4)のロ(1)のヘに限る。に該当するものとみなす。

十五 平成三十年三月三十一日において現に看護職員夜間配置加算に係る届出を行っている保険医療機関(旧医科点数表の十対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。)については、同年九月三十日までの間に限り、第八の七の四の(1)の二、第八の七の四の(2)の(1)の二に限る。及び第八の七の四の(3)のロ(1)の二に限る。に該当するものとみなす。

十六 平成三十年三月三十一日において現に看護補助加算1に係る届出を行っている保険医療機関(旧医科点数表の十三対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。)については、同年九月三十日までの間に限り、第八の十三の(1)のハに該当するものとみなす。

十七 平成三十年三月三十一日において、現に旧医科点数表の救命救急入院料1、救命救急入院料3及び脳卒中ケアユニット入院医療管理料に係る届出を行っている病室においては、同年九月三十日までの間に限り、それぞれ第九の二の(1)のイの(5)、第九の二の(1)のハの(1)のイの(5)に限る。及び第九の五の(9)に該当するものとみなす。

十八 平成三十年三月三十一日において、現に旧医科点数表の救命救急入院料2(特定集中治療室管理料1の施設基準を満たすものに限る。)、救命救急入院料4(特定集中治療室管理料1の施設基準を満たすものに限る。)、特定集中治療室管理料1及び特定集中治療室管理料2に係る届出を行っている病室については、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、それぞれ第九の二の(1)のロ(1)の(3)に限る。及び第九の二の(1)の(3)に限る。に該当するものとみなす。

十九 平成三十年三月三十一日において、現に旧医科点数表の緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている病室については、同年九月三十日までの間に限り、第九の十三の(1)の又に該当するものとみなす。

別表第一から別表第十五までを次のように改める。

別表第一 地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る手術

J 0 1 3	口腔内消炎手術(頸炎又は頸骨骨髓炎等に限る。)
J 0 1 6	口腔底悪性腫瘍手術
J 0 1 8	舌悪性腫瘍手術
J 0 3 1	口唇悪性腫瘍手術
J 0 3 2	口腔、頸、顔面悪性腫瘍切除術
J 0 3 5	頬粘膜悪性腫瘍手術
J 0 3 6	術後性上頸囊胞摘出術

別表第二 平均在院日数の計算対象としない患者	
一 精神科身体合併症管理加算を算定する患者	精神科身体合併症管理加算を算定する患者
二 特定集中治療室管理料(広範囲熱傷特定集中治療管理料に限る。)を算定する患者	救命救急入院料(広範囲熱傷特定集中治療管理料に限る。)を算定する患者
三 小児特定集中治療室管理料を算定する患者	特定集中治療室管理料を算定する患者
四 新生児特定集中治療室管理料を算定する患者	新生児特定集中治療室管理料を算定する患者
五 特殊疾患入院医療管理料を算定する患者	総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者
六 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者	新生児治癒回復室入院医療管理料を算定する患者
七 地域包括ケア病棟入院料を算定する患者	小児特定集中治療室管理料を算定する患者
八 緩和ケア病棟入院料を算定する患者	一類感染症患者入院医療管理料を算定する患者
九 特殊疾患病入院料を算定する患者	新生児特定集中治療室管理料を算定する患者
十 地域包括ケア病棟入院料を算定する患者	精神科救急・合併症入院料を算定する患者
十一 特殊疾患病入院料を算定する患者	精神科救急・合併症入院料を算定する患者
十二 緩和ケア病棟入院料を算定する患者	精神科救急・合併症入院料を算定する患者
十三 緩和ケア病棟入院料を算定する患者	精神科救急・合併症入院料を算定する患者
十四 精神科救急入院料を算定する患者	精神科救急入院料を算定する患者
十五 精神科救急・合併症入院料を算定する患者	精神科救急・合併症入院料を算定する患者
十六 精神科急性期治療病棟入院料を算定する患者	精神科救急・合併症入院料を算定する患者
十七 児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する患者	精神科救急・合併症入院料を算定する患者
十八 精神療養病棟入院料を算定する患者	精神療養病棟入院料を算定する患者
十九 地域移行機能強化病棟入院料を算定する患者	精神療養病棟入院料を算定する患者
二十 一般病棟(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟を除く。)に入院した日から起算して九十日を超えて入院している患者であつて、医科点数表第一章第二部第一節一般病棟入院基本料の注11、特定機能病院入院基本料の注9又は専門病院入院基本料の注8の規定により療養病棟入院料1の例により算定している患者	一般病棟(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定する病棟を除く。)に入院した日から起算して九十日を超えて入院している患者であつて、医科点数表第一章第二部第一節一般病棟入院基本料の注11、特定機能病院入院基本料の注9又は専門病院入院基本料の注8の規定により療養病棟入院料1の例により算定している患者
二十一 認知症治療病棟入院料を算定している患者	認知症治療病棟入院料を算定している患者
二十二 短期滞在手術等基本料1及び3(入院した日から起算して五日までの期間に限る。)を算定している患者	短期滞在手術等基本料1及び3(入院した日から起算して五日までの期間に限る。)を算定している患者

型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る)、抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る)及び血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体巡回活性複合体

別表第五の一の四 精神科急救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料の除外薬剤

クロザピン(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料を算定しているものに対して投与された場合に限る。)

別表第五の一の五 精神療養病棟入院料及び地域移行機能強化病棟入院料の除外薬剤・注射薬 インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る)。

抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る)。

血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体巡回活性複合体

クロザピン(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料を算定しているものに対して投与された場合に限る。)

別表第五の二 療養病棟入院基本料の入院料A、入院料B及び入院料C並びに有床診療所療養病床入院基本料の入院基本料Aに係る疾患及び状態

一 対象疾患の名称
スモン

二 対象となる状態

医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

中心静脈注射を実施している状態

二十四時間持続して点滴を実施している状態

人工呼吸器を使用している状態

ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

気管切開又は気管内插管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を要する状態に限る。)

感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

別表第五の三 療養病棟入院基本料の入院料D、入院料E及び入院料F並びに有床診療所療養病床入院基本料の入院基本料B及び入院基本料Cに係る疾患及び状態等

一 対象疾患の名称

筋ジストロフィー症

多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーリン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であつて生活機能障害度がII度又はIII度の状態に限る)、その他の指定難病等(スモンを除く。))

脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢全てに認められる場合に限る。)

慢性閉塞性肺疾患(ヒュード・ジョンソンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。)

悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)

二 対象となる状態
尿路感染症に対する治療を実施している状態

肺炎に対する治療を実施している状態

傷病等によるリハビリテーションが必要な状態(原因となる傷病等の発症後、三十日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。)

脱水に対する治療を実施している状態かつ発熱を伴う状態

消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態かつ発熱を伴う状態

褥瘡に対する治療を実施している状態(皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が二箇所以上に認められる場合に限る。)

末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態

せん妄に対する治療を実施している状態

うつ症状に対する治療を実施している状態

他者に対する暴行が毎日認められる状態

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

一日八回以上の喀痰吸引を実施している状態

気管切開又は気管内插管が行われている状態(発熱を伴う状態を除く。)

頻回の血糖検査を実施している状態

創傷(手術創や感染創を含む)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、瞼等の感染症に対する治療を実施している状態(密度の高い治療を要する状態を除く。)

酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を要する状態を除く。)

創傷(手術創や感染創を含む)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、瞼等の感染症に対する治療を実施している状態(密度の高い治療を要する状態を除く。)

三次に掲げる保健医療機関の療養病棟であつて、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料又は特殊疾患入院施設管理加算を算定するものに入院している患者(重度の肢体不自由児(者)又は知的障害者に限る。)

(1) 児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入れ所させるものに限る。)

(2) 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関

(3) 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項に規定する指定医療機関

別表第五の四 療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態

別表第六 難病患者等入院診療加算に係る疾患及び状態 A DL区分三の状態

一 対象疾患の名称

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病	(パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病))
多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)	(ブリオン病)
亜急性硬化性全脳炎	(ライソゾーム病)
副腎白質ジストロフィー	(脊髄性筋萎縮症)
慢性炎症性脱髓性多発神経炎	(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(開胸心手術又は直腸悪性腫瘍手術の後に発症したものに限る。))
後天性免疫不全症候群(HIV感染を含む。)	(多剤耐性結核)
対象となる状態	(1) 多剤耐性結核以外の疾患を主病とする患者にあっては、当該疾患を原因として日常生活動作に著しい支障を来している状態(後天性免疫不全症候群(HIV感染を含む。)については当該疾患に罹患している状態に、パーキンソン病についてはホーベン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。) (2) 多剤耐性結核を主病とする患者にあっては、治療上の必要があつて、適切な陰圧管理を行うために必要な構造及び設備を有する病室に入院している状態
別表第六の二 厚生労働大臣が定める地域	一 北海道江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町の地域 二 北海道日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町の地域 三 北海道留萌市、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町の地域 四 北海道稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町及び幌延町の地域 五 北海道根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の地域 六 青森県五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の地域 七 青森県むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の地域 八 岩手県花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の地域 九 岩手県大船渡市、陸前高田市及び住田町の地域 十 岩手県宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村の地域 十一 岩手県久慈市、普代村、野田村及び洋野町の地域 十二 岩手県二戸市、輕米町、九戸村及び一戸町の地域 十三 秋田県北秋田市及び上小阿仁村の地域 十四 秋田県大仙市、仙北市及び美郷町の地域 十五 秋田県湯沢市、羽後町及び東成瀬村の地域 十六 山形県新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮎川村及び戸沢村の地域 十七 福島県下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町の地域 十八 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の地域

十九 新潟県十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町の地域	二十 新潟県佐渡市の地域
二十一 石川県輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の地域	二十二 福井県大野市及び勝山市の地域
二十三 山梨県市川三郷町、早川町、身延町、南部町及び富士川町の地域	二十四 長野県木曽郡の地域
二十五 長野県中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡	二十六 愛知県新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の地域
二十七 滋賀県高島市の地域	二十八 奈良県五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び下水内郡
二十九 島根県雲南市、奥出雲町及び飯南町の地域	三十 島根県海士町、西ノ島町、知夫村及び隱岐の島町の地域
三十一年 香川県小豆郡の地域	三十二 高知県須崎市、中土佐町、檮原町、津野町及び四十萬町の地域
三十三 長崎県五島市の地域	三十三 長崎県対馬市の地域
三十四 長崎県小値賀町及び新上五島町の地域	三十四 長崎県西彼杵市の地域
三十五 長崎県長崎市の地域	三十五 長崎県対馬市の地域
三十六 長崎県長崎市及び南阿蘇村の地域	三十六 長崎県長崎市及び南阿蘇村の地域
三十七 熊本県阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の地域	三十七 熊本県阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の地域
三十八 鹿児島県西之表市及び熊毛郡の地域	三十八 鹿児島県西之表市及び熊毛郡の地域
三十九 鹿児島県奄美市及び大島郡の地域	三十九 鹿児島県奄美市及び大島郡の地域
四十 沖縄県宮古島市及び多良間村の地域	四十 沖縄県宮古島市及び多良間村の地域
四十一 沖縄県石垣市、竹富町及び与那国町の地域	四十一 沖縄県石垣市、竹富町及び与那国町の地域
四十二 上記のほか、離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興特別措置法第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域に該当する地域	四十二 上記のほか、離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興特別措置法第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域に該当する地域
四十三 別表第六の三 ハイリスク妊娠管理加算の対象患者	四十三 妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者
四十四 妊娠高血圧症候群重症の患者	四十四 妊娠二十八週以降で出血等の症状を伴うものに限る。の患者
四十五 前置胎盤(妊娠二十八週以降で出血等の症状を伴うものに限る。)の患者	四十五 心疾患(治療中のものに限る。)の患者
四十六 糖尿病(治療中のものに限る。)の患者	四十六 甲狀腺疾患(治療中のものに限る。)の患者
四十七 腎疾患(治療中のものに限る。)の患者	四十七 腎疾患(治療中のものに限る。)の患者
四十八 原因不明の病	四十八 原因不明の病

特発性小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者

白血病（治療中のものに限る。）の患者

血友病（治療中のものに限る。）の患者

出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者

HIV陽性の患者

Rh不適合の患者

当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行つた患者又は行う予定のある患者

精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

四十歳以上の初産婦である患者

分娩前（ BMI が三十五以上の初産婦である患者

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の症状を伴うものに限る。）の患者

妊娠高血圧症候群の患者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎兒発育遲延の患者

心疾患（治療中のものに限る。）の患者

糖尿病（治療中のものに限る。）の患者

精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）

特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者

白血病（治療中のものに限る。）の患者

血友病（治療中のものに限る。）の患者

意識障害（急性薬物中毒、アルコール精神障害、電解質異常、代謝性疾患によるせん妄等）の患者

脊髄損傷の患者

HIV陽性の患者

当該妊娠中に帝王切開術を行つた患者又は行う予定のある患者

精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）

別表第七 ハイリスク分娩管理加算の対象患者

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

四十歳以上の初産婦である患者

分娩前（ BMI が三十五以上の初産婦である患者

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の症状を伴うものに限る。）の患者

妊娠高血圧症候群の患者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎兒発育遲延の患者

心疾患（治療中のものに限る。）の患者

糖尿病（治療中のものに限る。）の患者

精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）

特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者

白血病（治療中のものに限る。）の患者

血友病（治療中のものに限る。）の患者

意識障害（急性薬物中毒、アルコール精神障害、電解質異常、代謝性疾患によるせん妄等）の患者

脊髄損傷の患者

全身感染症（結核、後天性免疫不全症候群、梅毒一期、二期又は敗血症）の患者

中枢神経系の感染症（髄膜炎、脳炎等）の患者

急性腹症（消化管出血、イレウス等）の患者

劇症肝炎又は重症急性膀胱炎の患者

悪性症候群又は横紋筋融解症の患者

広範囲（半肢以上）熱傷の患者

手術、化学療法若しくは放射線療法をする状態又は末期の悪性腫瘍の患者

透析導入時の患者

重篤な血液疾患（ヘモグロビン $<7g/dl$ 以下の貧血又は頻回に輸血をする状態）の患者

急性かつ重篤な腎疾患（急性腎不全、ネフローゼ症候群又は糸球体腎炎）の患者

手術室での手術を必要とする状態の患者

妊娠婦（専門医による管理を必要とする状態に限る。）の患者

妊娠婦である患者

別表第八 一類感染症患者入院医療管理料の対象患者

一 感染症法第六条第九項に規定する新感染症又は同法第六条第二項に規定する一類感染症に罹患している患者

妊娠婦である患者

二 前号の感染症の疑似症患者又は無症状病原体保有者

別表第九 回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数

一 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態（発症後又は手術後二か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、一般病棟入院基本料（急性期一般入院基本料に限る。）、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、専門病院入院基本料（七対一入院基本料及び十対一入院基本料に限る。）、総合入院体制加算、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料又は小児特定集中治療室管理料（以下「算定開始日数控除対象入院料等」という。）を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの二か月の期間から三十日を限度として控除するものとする。又は義肢装着訓練を要する状態（算定開始日から起算して百五十日以内。ただし、高次脳機能障害を伴つた重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合には、算定開始日から起算して百八十日以内）

二 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態（発症後又は手術後二か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、算定開始日数控除対象入院料等を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの二か月の期間から三十日を限度として控除するものとする）（算定開始日から起算して九十日以内）

三 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しております（手術後又は発症後の状態（手術後又は発症後二か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、算定開始日数控除対象入院料等を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの二か月の期間から三十日を限度として控除するものとする）（算定開始日から起算して九十日以内）

四 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は韌帯損傷後の状態（損傷後一か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、算定開始日数控除対象入院料等を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの二か月の期間から三十日を限度として控除するものとする）（算定開始日から起算して九十日以内）

五 股関節又は膝関節の置換術後の状態（損傷後一か月以内に回復期リハビリテーション病棟入院料の算定が開始されたものに限る。ただし、算定開始日数控除対象入院料等を算定する患者に対して、一日六単位以上のリハビリテーションが提供された場合は、その日数をこの二か月の期間から三十日を限度として控除するものとする）（算定開始日から起算して九十日以内）

別表第九の二 回復期リハビリテーションを要する状態

一 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、脳神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練をする状態

二 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態

三 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態

四 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は韌帶損傷後の状態

五 股関節又は膝関節の置換術後の状態

別表第九の三 回復期リハビリテーション病棟入院料における別に厚生労働大臣が定める費用

入院中の患者に対する心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料

であつて一日につき六単位を超えるもの（特掲診療料の施設基準等別表第九の三に規定する脳血管疾患等の患者であつて発症後六十日以内のものに対して行つたものを除く）の費用（当該保険医療機関における回復期リハビリテーションの提供実績を相当程度有するとともに、効果に係る相当程度の実績が認められない場合に限る。）

別表第十 精神科急救入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料の対象患者

一 精神科急救入院料の対象患者

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院する患者
- (2) (1)以外の患者であつて、精神科急救入院料に係る病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定による入院（以下「医療観察法入院」という。）を除く。）をしたことがない患者

二 精神科急性期治療病棟入院料の対象患者

- (1) 精神科急性期治療病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟に入院（医療観察法入院を除く。）をしたことがない患者
- (2) 精神科急性期治療病棟を有する保険医療機関に入院している患者であつて、急性増悪のため当該病棟における治療が必要なもの

三 精神科救急・合併症入院料の対象患者

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院する患者
- (2) (1)以外の患者であつて、精神科救急・合併症入院料に係る病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）の精神病棟（精神病床のみを有する保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を除く。）に入院（医療観察法入院を除く。）をしたことがない患者
- (3) (2)に関わらず、当該病棟における治療中に、当該保険医療機関においてより高度な管理を行つた後、再度、当該病棟において治療を行う患者

別表第十一 短期滞在手術等基本料に係る手術等

一 短期滞在手術等基本料1が算定できる手術

K 0 0 5 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外） 3 長径四センチメートル以上（六歳未満に限る。）

K 0 0 6 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部） 3 長径六センチメートル以上十二センチメートル未満（六歳未満に限る。）

K 0 0 6 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外） 4 長径十二センチメートル以上（六歳未満に限る。）

K 0 0 8 臨界症手術 4 乳頭腫瘍摘出術

K 0 6 8 半月板切除術 4 関節鏡下半月板切除術

K 0 9 3 手根管開放手術 2 関節鏡下手根管開放手術

K 2 8 2 水晶体再建術 2 関節鏡下半月板切除術

K 4 7 4 気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの） 2 氣管支腫瘍摘出術

K 5 0 8 気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの） 1 内視鏡的胃、十二指腸ボリープ・粘膜切除術 1 早期悪性腫瘍粘膜切除術

K 6 5 3 内視鏡的大腸ボリープ・粘膜切除術 1 長径二センチメートル未満

K 7 2 1 内視鏡的大腸ボリープ・粘膜切除術 1 長径二センチメートル未満

K 8 4 1-2 経尿道的レーザー前立腺切除術 2 短期滞在手術等基本料2が算定できる手術

K 0 6 7 関節鏡摘出手術 2 関節鏡摘出手術

K 0 6 7-2 関節鏡下関節鏡摘出手術 2 関節鏡下半月板縫合術

K 0 6 9 半月板縫合術 3 関節鏡下半月板縫合術

K 0 6 9-3 関節鏡下半月板縫合術 3 関節鏡下半月板縫合術

K 0 7 4 韌帶断裂縫合術 2 韌帶断裂縫合術

K 0 7 4-2 関節鏡下韌帶断裂縫合術 2 関節鏡下韌帶断裂縫合術

K 4 5 3 頸下腺腫瘍摘出術（歯科点数表においてはJ056） 2 頸下腺摘出術（歯科点数表においてはJ055）

K 4 5 4 甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術 1 甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術

K 4 6 1 甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術 1 甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術

K 6 7 2-2 腹腔鏡下胆囊摘出術 2 腹腔鏡下胆囊摘出術

K 6 7 2-2 腹腔鏡下胆囊摘出術 2 腹腔鏡下胆囊摘出術

K 7 1 8-2 腹腔鏡下虫垂切除術 2 腹腔鏡下虫垂切除術

K 7 4 3 痔核手術（脱肛を含む。） 4 根治手術（硬化療法（四段階注射法によるもの）を伴わないもの）

K 7 4 3 痔核手術（脱肛を含む。） 5 根治手術（硬化療法（四段階注射法によるもの）を伴うもの）

K 7 8 1 経尿道的尿路結石除去術（超音波下に行つた場合も含む。） 2 尿失禁手術

K 8 2 3 尿失禁手術 2 腹腔鏡によるもの

K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの

三 短期滞在手術等基本料3を算定する手術、検査又は放射線治療	D 2 3 7 終夜睡眠ボリグラフィー 3 1及び2以外の場合
D 2 9 1—2 小児食物アレルギー負荷検査	D 4 1 3 前立腺針生検法
K 0 9 3—2 関節鏡下手根管開放手術	K 1 9 6—2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)
K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 口 その他のもの	K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満
K 6 1 6—4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術	K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 拔去切除術
K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 拔去切除術	K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法(一連として)
K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア	K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)
K 7 2 1 内視鏡的大腸ボリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満	K 7 2 1 内視鏡的大腸ボリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上
K 7 4 3 痢核手術(脱肛を含む) 2 硬化療法(四段階注射法によるもの)	K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術(一連につき)
K 8 6 7 子宮頸部(腰部)切除術	K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術
M 0 0 1—2 ガンマナイフによる定位放射線治療	

別表第十二

脊髄損傷	K 7 4 3 痢核手術(脱肛を含む) 2 硬化療法(四段階注射法によるもの)
筋ジストロフィー症	K 7 2 1 内視鏡的大腸ボリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上
多発性硬化症	K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術(一連につき)
重症筋無力症	K 8 6 7 子宮頸部(腰部)切除術
脊髄小脳変性症	K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術
多系統萎縮症	M 0 0 1—2 ガンマナイフによる定位放射線治療

別表第十三

別表第十三 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等	D 2 3 7 終夜睡眠ボリグラフィー 3 1及び2以外の場合
多発性硬化症	D 2 9 1—2 小児食物アレルギー負荷検査
重症筋無力症	D 4 1 3 前立腺針生検法
スモン	K 0 9 3—2 関節鏡下手根管開放手術
筋萎縮性側索硬化症	K 1 9 6—2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)
脊髄小脳変性症	K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 口 その他のもの
ハンチントン病	K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満
進行性筋ジストロフィー症	K 6 1 6—4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術
パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーリー・ヤールの重症度分類がステージ3以上であつて生活機能障害度がII度又はIII度のものに限る。))	K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 拔去切除術
多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)	K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア
プリオントン病	K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)
重症硬性全脳炎	K 7 2 1 内視鏡的大腸ボリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上
ライソゾーム病	K 7 4 3 痢核手術(脱肛を含む) 2 硬化療法(四段階注射法によるもの)
副腎白質ジストロフィー	K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術(一連につき)
脊髄性筋萎縮症	K 8 6 7 子宮頸部(腰部)切除術
慢性炎症性脱髓性多発神経炎	K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術
後天性免疫不全症候群	M 0 0 1—2 ガンマナイフによる定位放射線治療
頸髄損傷	
十五歳未満の者であつて人工呼吸器を使用している状態のもの又は十五歳以上のものであつて人工呼吸器を使用している状態が十五歳未満から継続しているもの(体重が二十キログラム未満である場合に限る。)	
別表第十四 新生児特定集中治療室管理料の注1、総合周産期特定集中治療室管理料の注1及び新生児治療回復室入院医療管理料の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾患	
先天性水頭症	
全前脳胞症	
二分脊椎(脊椎破裂)	
アーノルド・キアリ奇形	
後鼻孔閉鎖	
先天性喉頭軟化症	
先天性気管支軟化症	
先天性のう胞肺	
肺低形成	
食道閉鎖	
十二指腸閉鎖	
小腸閉鎖	
鎖肛	
ヒルシユスブルング病	
総排泄腔遺残	
頭蓋骨早期癒合症	
骨(軟骨を含む)無形成・低形成・異形成	

腹壁破裂
臍帶ヘルニア
ダウン症候群
13 トリソミー
多発奇形症候群

先天性心疾患（人工呼吸、一酸化窒素吸入療法、経皮的冠動脈インターベンション治療若しくは開胸手術を実施したもの又はプロスタグランジン E₁ 製剤を投与したものに限る。）

別表第十五 特定入院料のみで届出可能な対象入院料

A 307 小児入院医療管理料 5

A 308 回復期リハビリテーション病棟入院料

A 308-3 地域包括ケア病棟入院料 1、地域包括ケア病棟入院料 2、地域包括ケア病棟入院

料 3 又は地域包括ケア病棟入院料 4（許可病床数が二百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百四十床）未満の保険医療機関が算定する場合に限る。）

A 309 特殊疾病病棟入院料 1 又は特殊疾病病棟入院料 2

A 310 緩和ケア病棟入院料

A 311 精神科救急入院料 1 又は精神科救急入院料 2

A 311-2 精神科急性期治療病棟入院料 1 又は精神科急性期治療病棟入院料 2（他の特定入

院料を届け出ている保険医療機関が算定する場合に限る。）

A 311-3 精神科救急・合併症入院料

A 311-4 児童・思春期精神科入院医療管理料

A 312 精神療養病棟入院料

A 313 認知症治療病棟入院料 1 又は認知症治療病棟入院料 2

A 314 特定一般病棟入院料 1 又は特定一般病棟入院料 2

A 317 地域移行機能強化病棟入院料